

No. 233

国際協力事業団業務のしおり

1993年7月

国際協力事業団
企画部



JICA LIBRARY



1107348(3)



国際協力事業団業務のしおり

1993年7月

国際協力事業団
企画部

はしがき

「国際協力事業団業務のしおり」は、業務の内容及び手順について、JICA職員等内部の関係者の間で理解を深め業務の効率的実施に役立てることを目的として、1979年に初版が、1987年に第1回改訂版が作成された。今回は、その後の事業団組織の改編、業務の拡大、外務省からの業務委譲に伴い、第2回目の改訂を行うこととなったものである。

本書が、各位の執務に役立つことを希望するものである。

1993年7月

国際協力事業団
企画部長

目 次

はしがき

第1章 南北問題とは	1
1. 南北問題をめぐる世界の動き	3
(1) はじめに	3
(2) 復興から開発援助へ（1945～1960年）	3
(3) 南北問題の台頭（「第1次国連開発の10年」：1960年代）	3
(4) 南北問題の展開（「第2次国連開発の10年」：1970年代）	4
(5) 南北問題から国際経済問題へ（1980年代）	5
(6) 冷戦の終焉と南北問題（1990年代）	5
2. 先進国の開発協力	6
(1) 開発協力とは	6
(2) 開発協力の種類	6
(3) 開発協力の規模	8
(4) 開発途上国の定義	10
3. 我が国の開発協力	10
(1) 我が国の開発協力の歩み	10
(2) 我が国の開発協力の実施体制	12

第2章 国際協力事業団事業について	15
1. 国際協力事業団事業の枠組み	17
(1) 事業サイクル	17
(2) 国別援助実施指針と業務実施方針	17
(3) 技術協力事業の実施（技術協力と国際約束）	18
(4) 予算要求と認可予算	19
2. 援助効率促進事業	19
(1) 事業の目的と位置付け	19
(2) 援助効率促進事業の概要	20
3. 開発調査事業	25
(1) 開発調査の意義と位置付け	25
(2) 開発調査の種類	25
(3) 開発調査の予算	26

(4) 開発調査業務の流れ	26
(5) 開発調査事業における技術移転	28
(6) 開発調査団派遣の仕組み	28
(7) コンサルタント	29
(8) 開発調査報告書	30
4. 研修員の受け入れ事業	30
(1) 研修員受け入れ事業の意義	30
(2) 研修の形態	31
(3) 研修員受け入れの仕組み	31
(4) 研修員の待遇・厚生活動	34
(5) 第三国研修	35
(6) 第二国研修	35
5. 青年招へい事業	36
(1) 青年招へい事業の意義	36
(2) 青年招へい事業の仕組み	36
6. 専門家の派遣	36
(1) 専門家派遣の意義	36
(2) 専門家派遣の形態	37
(3) 専門家派遣の仕組み	38
(4) 専門家の待遇等	40
7. 機材供与	41
(1) 機材供与（単独機材供与）の意義	41
(2) 機材供与（単独機材供与）の内容	41
(3) 機材供与（単独機材供与）の仕組み	42
(4) プロジェクト方式技術協力に係る機材供与	44
(5) 専門家携行機材（青年海外協力隊も含む）	44
(6) 調査用資機材	44
8. プロジェクト方式技術協力	44
(1) プロジェクト方式技術協力の意義	44
(2) プロジェクト方式技術協力の形態	44
(3) プロジェクト方式技術協力の仕組み	45
9. 無償資金協力事業	48
(1) 無償資金協力と事業団の関わり	48
(2) 基本設計調査	48

(3) 交換公文（E／N）の署名	49
(4) 実施促進業務	49
(5) フォローアップ協力	50
10. 青年海外協力隊事業	50
(1) 青年海外協力隊の意義	50
(2) 青年海外協力隊の発足	51
(3) 青年海外協力隊業務の仕組み	51
(4) 青年海外協力隊員の待遇等	53
11. 開発協力事業	54
(1) 開発協力事業の概要	54
(2) 開発協力事業の仕組み	54
12. 海外移住事業	58
(1) 移住者の意義	58
(2) 移住事業の概要	58
(3) 海外開発青年	59
(4) 人材育成	60
(5) 専門家派遣及び援護業務等	61
13. 災害援助等協力事業	62
(1) 災害援助等協力事業の意義	62
(2) 國際緊急援助隊法の制定	62
(3) 災害援助等協力事業の仕組み	62
14. 技術協力等の人材の養成・確保	62
(1) 人材養成・確保の意義	62
(2) 國際協力総合研修所の設立	63
(3) 人材の確保	64
(4) 人材の養成	65
(5) 総合的調査研究	67
(6) 情報の整備提供	68
(付録資料)	
1. 在外事務所への業務委譲の実施状況	73
2. プロジェクト事業実施指針（和文／英文）	75

第1章 南北問題とは

第1章 南北問題とは

1. 南北問題をめぐる世界の動き

(1) はじめに

冷戦終焉をはじめとする1980年代末からの国際環境の変化に伴い、開発援助を、東西対立のコンテクストの中で、西側の安全保障を確保するための手段として用いる必要がなくなった。この転換を契機に、人類全体が、環境問題のような地球規模の問題を解決し、平和と繁栄を享受できるか否かは、今後世界の政治・経済の安定化及びその再編成の進展如何にかかっている。こうした中で、日本が推進しようとしている国際貢献において、政府開発援助（ODA）は重要な位置を占めている。いまや最大の援助国である日本は、開発途上国の安定した経済・社会開発を進める上で、積極的なリーダーシップを発揮していくことが、以前にも増して期待されている。

以下、開発途上国に対する援助の問題の、国際的な動きについてみてみることとする。

(2) 復興援助から開発援助へ（1945～1960年）

第2次世界大戦の終結は、同時にまた東西冷戦の始まりでもあった。戦災による西側諸国の復興のため、米国は絶対的経済力を背景に単独で復興援助（いわゆるマーシャル・プラン）に乗りだすこととなった。この援助は、安全保障支持的性格の強いものであり、やがて東西冷戦の進展とともに、両陣営の競合地域である開発途上国に拡大されていき、「北から南へ」の援助パターンが成立する。米国単独のこの援助は、やがて同国の国際収支悪化を機に、経済復興をなしとげたヨーロッパ諸国に対し援助の分担を要望するところとなり「援助は北側先進国共同の努力で行うべきである」とコンセンサス確立に成功する。この結果、共同行動としての援助の意見交換及び政策調整のために設立したのが「開発援助グループ」（DAG）であり、このDAGは、1961年、経済協力開発機構（OECD）の発足とともに、その下部委員会（開発援助委員会=DAC）として引き継がれ、今日にいたっている。

他方、1951年には英連邦諸国が中心となって、アジア諸国の「貧困からの開放」を目標に、コロンボ・プランが発足し、わが国は1954年10月に援助国としてこれに加盟した。

(3) 南北問題の台頭（「第1次国連開発の10年」：1960年代）

戦後から1950年代にかけての援助が、復興と東西冷戦構造に基づく安全保障支持的なものであったのに対し、1960年代は、アメリカを中心とする多くの開発途上国が政治的独立を達成し、国連に加盟してきた時代であり、「南北問題」が初めて国際的な重要問題として台頭し、国連でその対応策がとられ始めた時期である。

1961年の第17回国連総会において、米国のケネディ大統領は、開発途上国に対する援助

支持の演説を行い、これを契機として「国連開発の10年（1960年代の10年間）」計画が採択されることとなる。このような背景のもとで、プレビッシュが「新しい貿易政策を求めて」と題する報告書を提出し、「援助よりも貿易を」との思想がサイド・ラインとして、まもなく開催された第1回国連貿易開発会議（UNCTAD：1964年、ジュネーブ）に受け継がれていく。そしてこのUNCTAD総会を契機として先進国に対峙する途上国グループ（77カ国グループ：G77）が形成されていくことになった。

(4) 南北問題の展開（「第2次国連開発の10年」：1970年代）

「第1次国連開発の10年」は当初目標とした開発途上国の経済成長を達成できないままに終了した。そのため先進国との間の経済格差はさらに広がることとなり、開発途上国の不満を増大させた。この意味で「第2次国連開発の10年」に向けてあらたな開発戦略が要求される状況にあった。この開発戦略に大きな影響を与えたのが「自立経済発展のために体系的な援助が必要である」と訴えた「ピアソン報告」と「社会経済の構造を変革することが開発にとって必要である」とする「ティンバーゲン報告」である。

他方、1970年代に入り、開発途上国グループの側にも大きな意識の変革があった。この変革をもたらしたものが、第4次中東戦争を契機とするアラブ諸国の石油を武器とした世界戦略である。これは、開発途上国を大いに勇気づけ、1974年4月の第6回国連特別総会では、「新国際経済秩序（NIEO）の樹立のための宣言及び行動計画」が採択され、1975年3月、国連工業開発機関（UNIDO）総会では「工業開発協力に関する宣言と行動計画」（リマ宣言）が採択された。

このように、石油戦略によりダメージを受けた先進諸国と力を得た南側の諸国（G77）との間で対決的な気運が高まったが、その後の世界的規模の経済混乱の過程を通じて南北間の現実的な協調関係が不可欠であるとの認識が広まり、1975年12月に、エネルギーおよび南北問題に関するフォーラムとして、先進8カ国、開発途上19カ国により、国際経済協力会議（CIEC）が開催された。CIECは1976年～77年にかけて継続的に開催され、1977年5月、共通基金設立の合意、10億ドルの「特別緊急援助計画」の合意をみたが、途上国の要求するNIEOの目標には程遠いものであった。

共通基金問題は、1976年5月ジュネーブで開催された第4回国連開発会議で検討された「一次産品総合計画」の一つの柱をなすもので、この基本的合意を踏まえ1979年3月、緩衝在庫融資勘定4億ドルの設定を含む成案を得たが、各国の批准を得ていない等、いまだ発足にいたっていない。もう一つの柱である個別産品協議については、国際天然ゴム協定（1980年10月）、ジュート協定（1980年10月）、熱帯木材協定（1983年11月）で採択されている。

また、EC（欧州共同体）9カ国とACP（アフリカ、カリブ、太平洋地域にあるEC諸国の旧植民地）諸国63カ国との間の通商、産業協力、資金・技術援助に関する協定（ロ

メ協定)が締結され、CIECで討議されたものが部分的に実現した。(第1次協定:1976年4月1日~1980年2月29日、第2次協定:1980年3月1日~1985年2月28日)

(5) 南北問題から国際経済問題へ(1980年代)

1980年代の開発途上国の開発を促進するための諸目標を設定する国際開発戦略(「第3次国連開発の10年」=新IDS)の策定は、天然資源の恒久主権を基調とするGN(包括的南北交渉=Global Negotiation)等との関連から遅れていたが、1980年12月の第35回国連総会において採択された。合意された新IDSの目標値は、開発途上国の経済成長率を7.0%とし、政府開発援助の対GNP比目標0.7%を、遅くとも1985年から1990年の間に実現するよう求めている。1981年10月には、前年2月に行われたプラント委員会報告の提案を受けて、南北サミット(協定と開発に関する国際会議)がメキシコのカンクンで開催され、南北22カ国の首脳が参加した。サミットの焦点は今後GNをどのように進めていくかに絞られ、協議を継続していくとの合意が得られたが、以降目立った前進はないままである。また、同年9月には国連LLDC会議がパリで開催され「1980年代新実質行動計画」が採択された。

我が国は1981年1月、鈴木総理(当時)がアセアン諸国を訪問し、人造りプロジェクトの提案を行った。5月には、ODA5カ年倍増計画という第2次中期目標を明らかにした。

1980年代前半まで、慢性的な外貨不足に悩む開発途上国が先進国からの借入を増加させてきた結果が、途上国の債務負担の拡大であった。オイルショックを契機とした先進国の景気後退とともに、その債務を返済することが困難になり、中南米諸国やサハラ以南アフリカ諸国は深刻な債務危機に陥った。これら諸国に対しては、ブレディ提案(民間債務)やトロント・スキーム(公的債務)による債務救済(債務の削減、利払いの繰り延べ)の措置がとられると同時に、経済改革、構造調整に関する援助が重視されるようになってきた。

1980年代は、累積債務に苦しみながらも経済・政治改革を進めてきた中南米、経済的な危機に加え内戦や旱魃により「失われた10年」となったアフリカ、他方順調な成長を示してきた東アジア・ASEAN等、国や地域による経済発展の違いが顕著になった時期であったといえる。

(6) 冷戦の終焉と南北問題(1990年代)

1989年から1991年にかけての冷戦の終焉に至る急激な国際環境の変化は、1990年代の南北問題に新たな局面をもたらしたといえる。

東欧・旧ソ連・インドシナ等ODAの新たな供与国が増大してきていること、並びに環境・麻薬・エイズ・難民等地球規模の問題に対しても本格的に取り組む必要が生じていることから、これらに対して膨大な資金の需要が見込まれている。こうした中で、日本においてはODAは例外的な伸びを示してきたが、多くのドナーの間ではいわゆる「援助疲れ」

が続いており、上記のような問題に対して十分に対応することが可能かどうか極めて難しいというのが現状である。

このようなきびしい状況にある中で、ODAに期待される役割はますます多様化してきている。1990年に採択された「第4次国連開発の10年のための国際開発戦略」では、部門別の数量的目標を設定するのではなく、経済の加速的成長、人口政策と人的資源の開発、貧困の緩和と飢えの除去、環境への配慮の4つを、取り組むべき課題として掲げている。特に環境問題は、1992年に国連環境開発会議が開催されたことからもわかるように、1990年代の最重要課題といえよう。また、1989年にD A Cにて採択された「1990年代の開発援助にかかる政策声明」では、これらの課題に加えて、市場経済化や民主的な政治制度への移行を含む参加型開発が強調されている。

限られた資金の中でこれらの課題に取り組むためには、その配分について、地域別・国別の優先度とともに、さらにその中の優先的分野を検討する必要があるといえよう。このようなプロセスの中でも、日本は積極的にリーダーシップを発揮していかなければならない。

D A Cが発表するODA実績で、日本は1989年に初めて第1位となり、日本の援助に対する内外の関心が高まってきた。援助の量的拡大と質的改善を図るために、援助について明確な理念と原則を掲げ、より効果的・効率的に援助を実施することによって、援助に対する幅広い支持を得ることが必要であるとの考え方から、1992年6月政府開発援助大綱が閣議決定された。

2. 先進国の開発協力

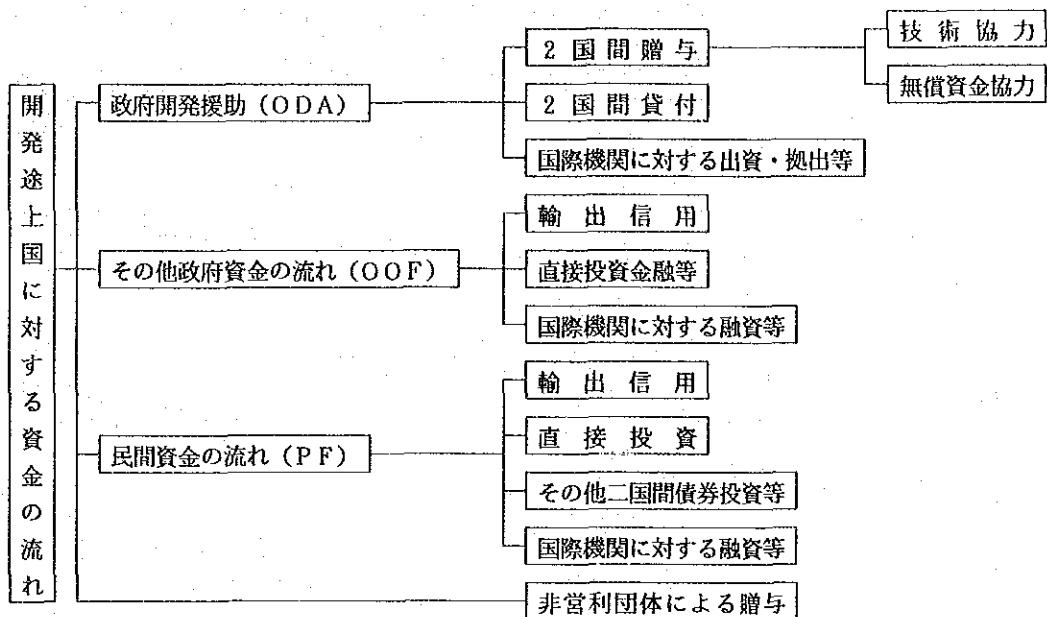
(1) 開発協力とは

南北問題の解決に資するため先進工業国は開発途上国に対し資本、技術等の提供を行い、その開発に協力しているが、これを総称して開発協力と呼ぶ。開発協力を量的に表示するために、D A Cは「開発途上国に対する資金の流れ」という概念を使用している。

なお、ここで述べる開発協力はdevelopment cooperation を翻訳したもので、経済協力、技術協力を包括する広い概念であって、第2章5.の開発協力事業とは異なるものである。

(2) 開発協力の種類

D A Cの使用する開発協力の分類は下記のとおりである。このうち特に問題になるのは「政府開発援助」の量と質である。



イ. 「政府開発援助」とは

政府開発援助（ODA : Official Development Assistance）は次の要件を満たす資金の供与であると定義されている。

- (イ) 政府ないし政府の実施機関によって供与されるものであること。
- (ロ) 開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的としていること。
- (ハ) 資金供与の条件が開発途上国にとって重い負担とならないようになっておりグラント・エレメントが25%以上であること。

ロ. 「その他政府資金の流れ」とは

その他政府資金の流れ（OOF : Other Official Flows）とは政府開発援助についての3つの要件をすべて満たし得ない政府部門の資金供与を意味し、次のものを含んでいる。

- (イ) 輸出促進のために供与される政府輸出信用
- (ロ) 開発を目的としていても、貸付条件のグラント・エレメントが25%以下の場合。
- (ハ) 政府部門による開発途上国の企業の株式取得。
- (ニ) 国際開発機関が発行する債券の購入。

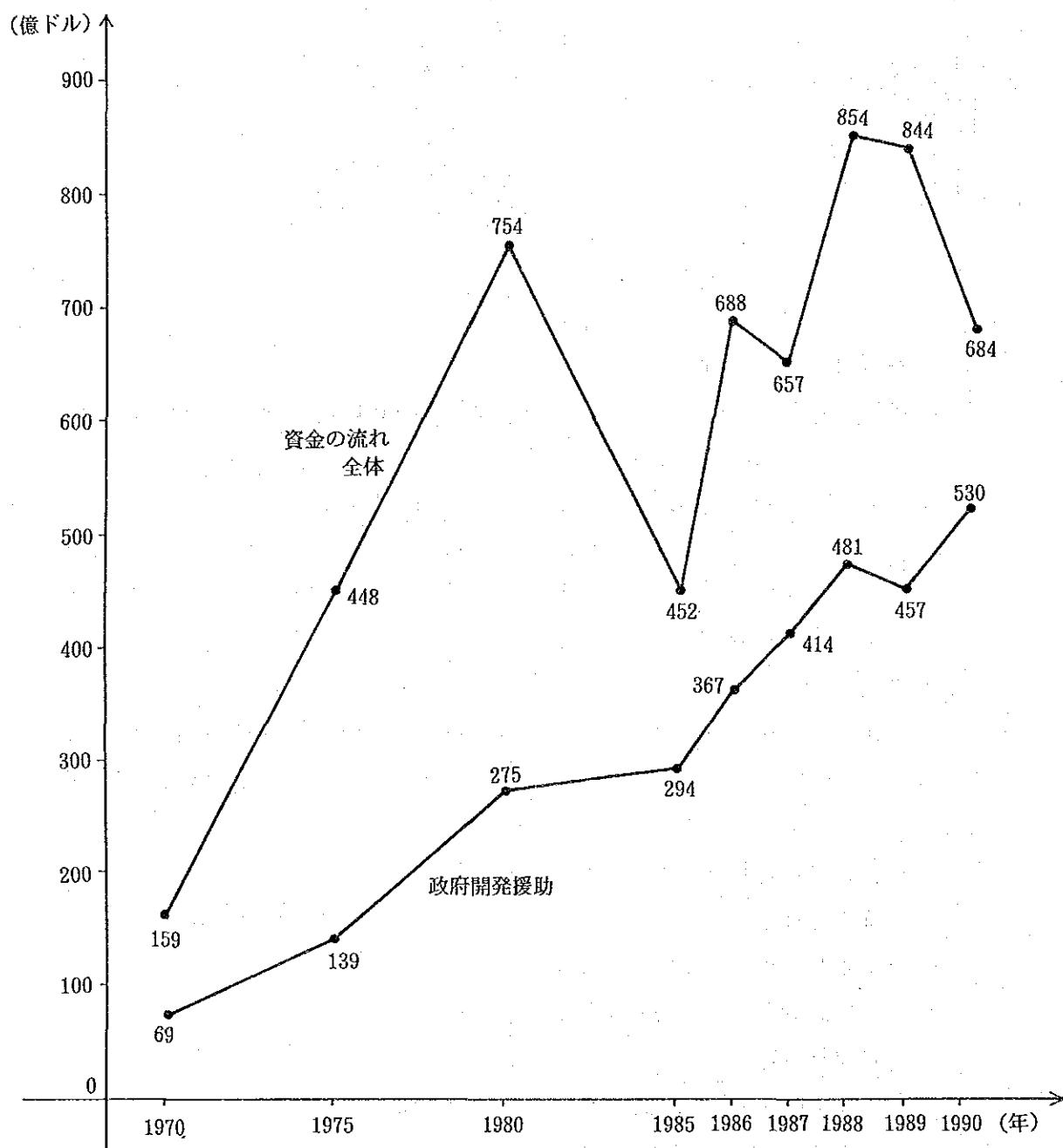
ハ. 「民間資金の流れ」とは

民間資金の流れ（PF : Private Flows）とは民間部門の市場条件による取引のことである。これらは営利を目的とする取引きであるが、間接的に開発途上国の開発に貢献していると考えられる。具体的には民間輸出信用、民間直接投資、銀行借款、開発途上国および国際開発機関の債券の購入等が含まれる。

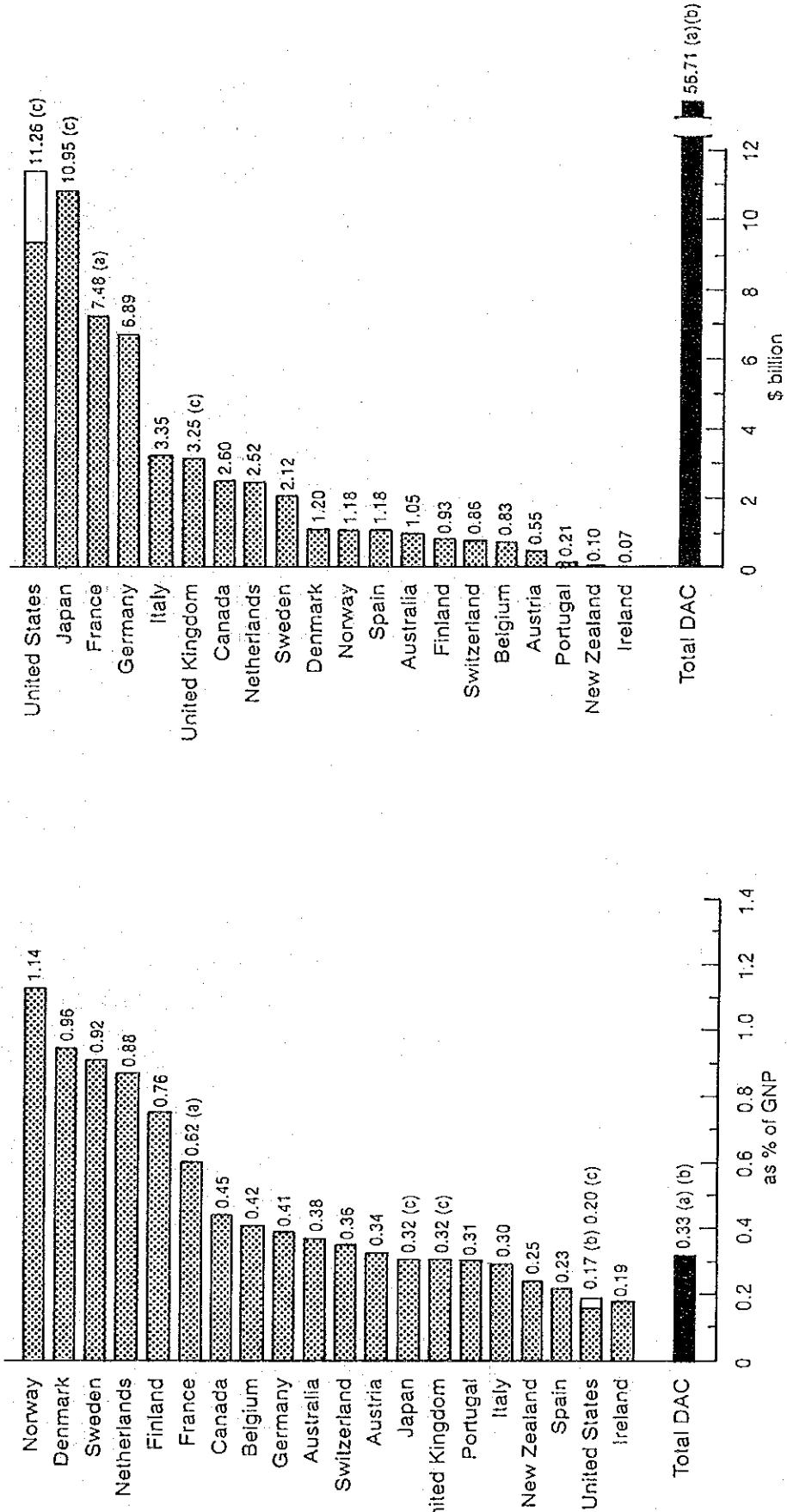
なお、このほかに民間部門が行うもののうち、民間非営利団体が開発途上国の福祉と開発のために行う贈与は、政府開発援助（ODA）と同等のものとみなされる。

(3) 開発協力の規模

D A C 加盟国が開発途上国に対する資金の流れは次のとおりである。



Net ODA from DAC Countries in 1991



a) Includes Overseas Territories (TOMs), but excludes Overseas Departments (DOMs).

b) Excludes forgiveness of non-ODA debt.

c) Includes forgiveness of non-ODA debt.

(出典 : OECD, "Development Co-operation", 1992)

(4) 開発途上国の定義

開発途上国の分類・定義は必ずしも統一されたものではなく、D A C、世銀、国連等がそれぞれの目的に合致するように、開発途上国を定義・分類して利用している。

D A C開発途上国リストはD A C統計を集計する目的で作成されたもので、ODA条件を満たす資金がリストに掲載されている国に供与された場合、その資金をODAとみなすというものである。リストへの掲載及び除外に際しては、成文化された基準があるわけではなく、当該国の希望、社会・経済条件、援助の必要性等を総合的に検討し、D A C加盟国全体の合意で決定されることになっている。1993年1月現在リストに掲載されているのは、142の国と地域である。

国連では、開発途上国の中でも特に開発の遅れた国々に対しては、特別の配慮が払われるべきであるとの考え方に基づき、一人当たりG N P・人口・人的資源開発の程度・経済構造の脆弱性を考慮して、後発開発途上国（L L D C：Least Developed Countries）を認定している。1993年1月現在L L D Cは47カ国である。

世銀融資ガイドラインは、国民一人当たりG N Pに基づき開発途上国を分類し、世銀グループからの融資条件の基準とするものである。1993年のガイドラインでは、I D A適格国（日本の無償対象国に対応）は、1991年の国民一人当たりG N Pが1,235ドル以下の国で、全部で81カ国となっている。

3. わが国の開発協力

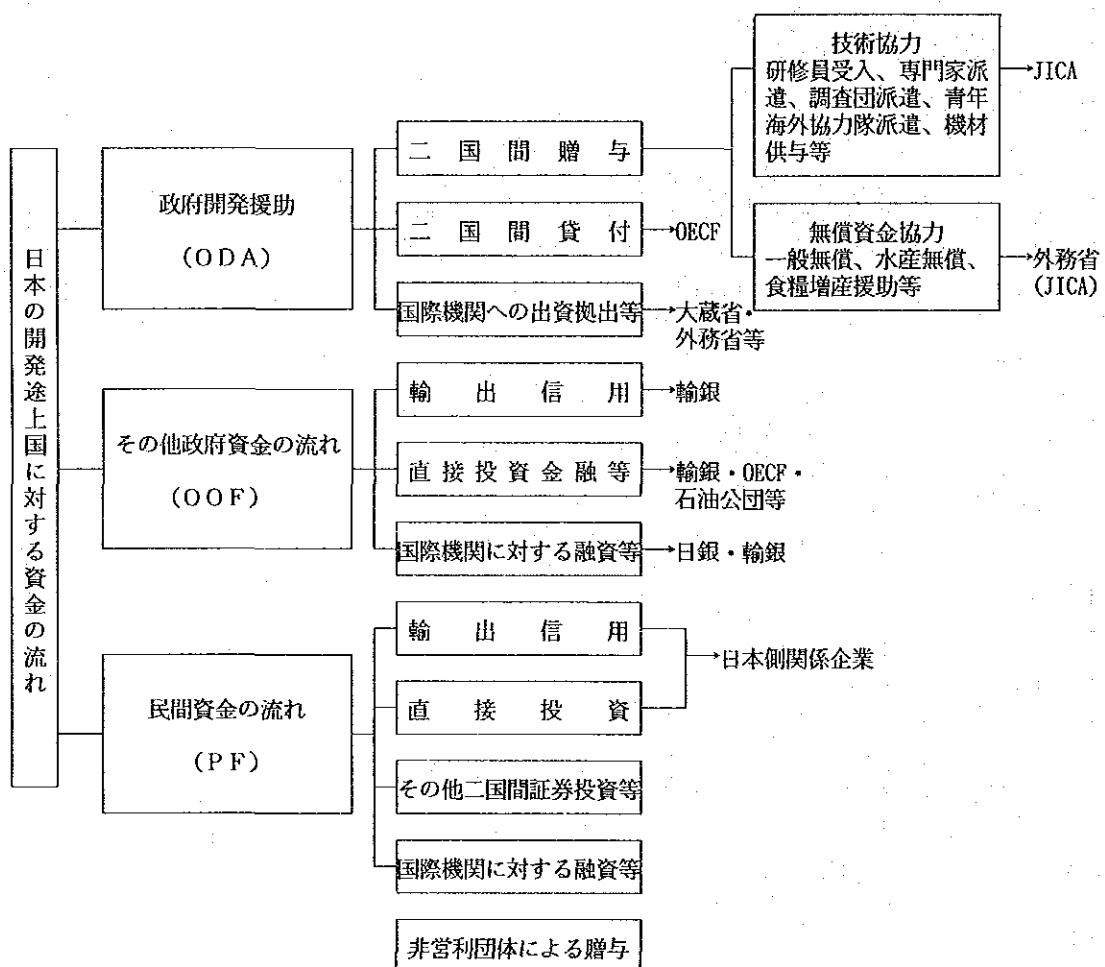
(1) わが国の開発協力の歩み

わが国の開発協力は、第二次世界大戦時に、東南アジア諸国に対して日本軍が与えた被害に対する「賠償」とイギリスならびに元その植民地であったアジア諸国の地域協力機構である「コロンボ・プラン（南および東南アジアにおける共同の経済開発のためのコロボ・プラン）」に参加したことから始まったと言える。以下はその歩みの年表である。

50 年 代	1950. 12 日本輸出入銀行の設立
	1951. 9 サンフランシスコ講和条約調印
	1952. 8 世界銀行（I B R D）、国際通貨基金（I M F）加盟
	1953. 12 「アジア諸国に対する経済協力方針」閣議決定（吉田内閣）
	1954. 10 コロンボ・プラン参加（技術協力の開始）
	11 賠償の開始（ビルマ）
	1955. 9 G A T T 加盟
	1956. 12 国際連合加盟
	1958. 2 円借款の開始
60 年 代	1961. 3 海外経済協力基金の設立
	6 対外経済協力審議会の設立
	9 O E C D開発援助委員会（D A C）の設立、加盟
	1962. 6 海外技術協力事業団（O T C A）の設立
	1964. 4 O E C D加盟・I M F 8条国への移行
	1965. 5 青年海外協力隊の設立
	1966. 4 東南アジア開発閣僚会議の発足
	12 アジア開発銀行（A D B）の設立
	1969. 無償資金協力の開始
70 年 代	1972. 4 政府開発援助の対G N P比0.7%達成の意図表明
	11 アフリカ開発基金への加盟
	1974. 8 国際協力事業団（J I C A）の設立
	1975. 7 対外経済協力閣僚協議の設置（1977. 1 廃止）
	1976. 7 米州開発銀行（I D B）加盟
	1977. 4 賠償・準賠償支払の終了
	1978. 4 国際協力事業団法一部改正（無償資金協力実施促進業務）
	1978. 7 O D A 3カ年倍増を国際公約（77年のO D A 14億ドルを80年までに倍増）
80 年 代	1981. 1 鈴木総理（当時）アセアン歴訪（重点4分野、人造り協力を表明）
	1981. 1 O D A 5カ年倍増新中期目標設定
	1983. 2 アフリカ開発銀行（A f D B）加盟
	1983. 5 中曾根総理アセアン歴訪（産業技術、科学技術、青年交流を提案）
	1985. 9 O D A 7カ年倍増第3次中期目標設定
	1987. 9 国際緊急援助隊（J D R）発足
	1988. 6 O D A 5カ年倍増第4次中期目標設定
	1989. 4 小規模無償資金協力導入
	N G O事業補助金制度導入
	1990. 世銀からの借款返済終了
90 年 代	1990. 6 1989年のO D A量世界第一位（D A C発表）
	1991. 1 国際ボランティア貯金開始
	1992. 6 政府開発援助大綱閣議決定
	1993. 6 O D A第5次中期目標設定

(2) 我が国の開発協力の実施体制

我が国から開発途上国への資金の流れは、資金の性格や形態が多岐にわたることから、次の図のように、実施体制は複雑かつ専門化しており、関連実施機関としては国際協力事業団のほか、海外経済協力基金、日本輸出入銀行等がある。



国際協力事業団：海外技術協力事業団（昭和37年設立：政府ベースの技術協力業務の実施）及び海外移住事業団（昭和38年設立）の業務を引き継ぎ、両事業団を改組のうえ、昭和49年8月1日に設立。
(脚)海外貿易開発協会の業務も一部引き継いでいる。)

海外経済協力基金：昭和36年3月16日設立。資本金：1兆4,402億円（昭和59年12月末現在）主要業務：開発途上国の政府等への貸付、開発事業に対する出資及び貸付業務。

日本輸出入銀行：昭和25年12月28日設立。資本金：9,673億円（昭和59年3月末現在）主要業務：船舶、プラント等の輸出金融、海外投資金融、輸入金融、外国政府等への貸付。

わが国の開発途上国に対する資金の流れのうち、政府開発援助（ODA）部分の概要は次のとおり。

イ. 無償資金協力

無償資金協力は、一般無償援助、水産無償援助、食糧増産援助、食糧援助、文化無償援助、災害無償援助に分類される。無償資金協力は主として外務省が直接所轄し、国際協力事業団は、一般無償援助、水産無償援助、食糧増産援助の円滑な実施のために必要な基本設計調査、実施促進業務等を分担している。

ロ. 技術協力

開発途上国への専門家派遣、研修員受け入れ、プロジェクト方式技術協力、開発調査等により、開発に必要な技術の普及及び水準の向上に資するもので、主として国際協力事業団が実施している。なお国費留学生は文部省、民間の技術指導等への補助は通産省等も実施している。

ハ. 二国間貸付

長期低利の資金を開発途上国に貸し付け、公共事業等の外貨所要資金に充てるものである。借款にはプロジェクト・タイプとプログラム・タイプがあり、プロジェクト・タイプにはプロジェクト借款、エンジニアリング・サービス借款、リハビリ借款が、プログラム・タイプには構造調整借款、セクター調整借款、商品借款、ツー・ステップ借款、セクター借款がある。海外経済協力基金が実施している。

ニ. 国際機関への出資・拠出等

国連機関や世界銀行グループ等開発協力に携わる国際機関に対する出資や拠出を通じて、間接的に開発途上国の開発に寄与するものである。外務省、大蔵省等が、直接出資・拠出している。

技術協力に關係の深いものとしては、世銀内に「開発政策・人材育成基金(Policy and Human Resource Development Fund : 通称Japan Fund)」として無償の資金が拠出されており（大蔵省予算）、世銀の融資に伴い必要とされる技術支援、コンサルタント雇用、奨学金の支給に活用されている。

第2章 国際協力事業団事業について

第2章 国際協力事業団事業について

1. 国際協力事業団事業の枠組み

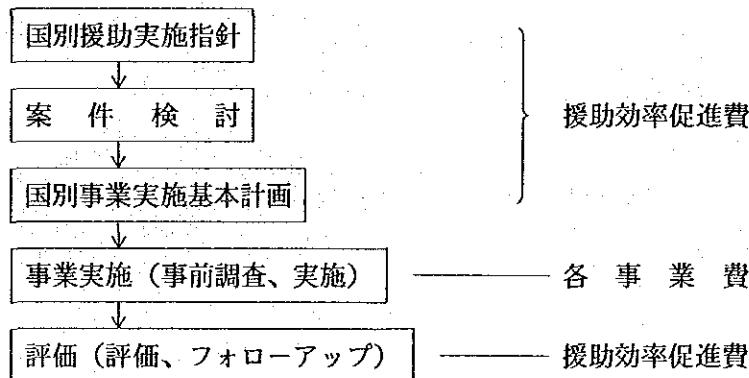
(1) 事業サイクル

事業の効果的・効率的実施のため、国際約束等の形成の前の段階からの基礎的調査や開発途上国との意見交換が重要であるとの認識が、中期目標設定による段階的なODA拡充とともに高まった。このため、1988年（昭和63年）、従来から事業団法上の附帯業務（第21条第6項）として実施していたプロジェクト選定確認調査と評価調査関係の予算が、事業の準備段階（入口）と事業の終了後の段階（出口）の予算からなる援助効率促進費として整備された。

事業サイクルは国別援助実施指針の作成から開始され、次いでプロジェクト形成（プロジェクト形成調査、企画調査員、在外専門調整員）、案件検討（要望調査、正式要請、年次協議）を経て、国別事業実施基本計画として取りまとめられ、個別のプロジェクトの実施へと移行する。

プロジェクトの形成・実施に当たっては、プロジェクト事業実施指針（1992年4月）が策定されている。また、評価の実施に当たっては、評価ガイドライン（1991年4月）が策定されている。

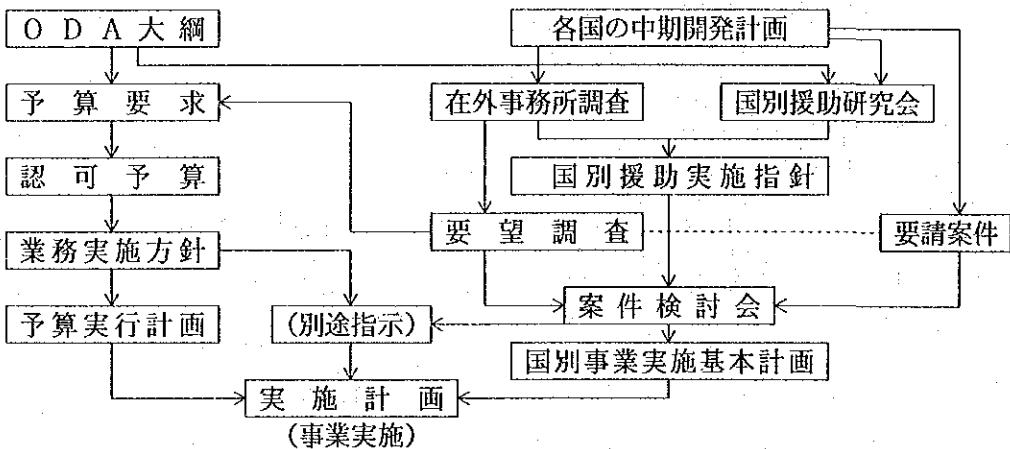
〈事業サイクル〉



(2) 国別援助実施指針と業務実施方針

事業の実施に当たっては、毎年度業務実施方針（団法第23条）を受けて、事業を実施することとされている。援助効率促進事業においては、中期的な国別援助実施指針を受けて、事業毎の国別事業実施基本計画を作成する際に、業務実施方針を作成することとなる。

〈国別援助実施指針と業務実施方針〉



(3) 技術協力事業の実施（技術協力と国際約束）

事業団は、開発途上国政府または国際機関と日本政府との間でかわされた条約その他の国際約束に基づき、「政府ベース」の技術協力を実施することとなっている。

イ. 一般協定

一般協定として、経済及び技術協力に関する協定がサウディ・アラビア、イラク、イラン、チリ、ボリヴィア、アルゼンティン、グァテマラ、パラグアイ、ペルー、ベネズエラ、ウルグアイ、コスタ・リカ、メキシコと締結され、協力の前提条件の大枠が決められている。

ロ. 個別協定

個別協定としては、後述する特定のプロジェクト方式技術協力案件の実施について、規模が大きくかつ必要な場合に、これが締結されている。

ハ. 交換公文（E／N）

青年海外協力隊の派遣については、交換公文により派遣取り極めをし、個々の実施は口上書により行っている。

二. 口上書の交換

研修員受け入れ、専門家派遣及び機材供与の場合は、口上書（Note Verbale：外交文書の一形態）に様式化された書類（A-1フォーム、A-2フォーム、A-3フォーム、A-4フォーム）を添付した要請が途上国から提示され、日本が協力可能な場合は、口上書によりその旨を途上国に回答することにより、国際約束が形成される。開発調査の場合は、我が方からの最初の調査団派遣通知の口上書及び調査団受け入れ確認についての相手国政府の口上書の交換をもって默示的な国際約束とみなされている場合が多いが事業団派遣の調査団と相手国政府機関とで、Scope of Workに署名した後この内容を口上書により確認することにより国際約束が形成されることも可能である。協定によらな

いプロジェクト方式技術協力の場合は、開発調査と同様に事業団派遣調査団と相手国実施機関とで合意議事録（Record of Discussion）を交換した後、口上書に様式化されたA-1からA-4までのフォームを添付した要請が途上国から提示され、日本が協力可能な場合は、口上書によりその旨を途上国に回答することにより、国際約束が形成される。以上のように、開発調査、プロジェクト方式技術協力の場合は、口上書交換に先だって、協力内容が複雑なため事業団と相手国実施機関とで、その詳細について合意する二段構えの方式を取っている。

(4) 予算要求と認可予算

事業実施に必要な経費は、一般会計予算として要求する。このため毎年6月中旬までにJICA案を作成して外務省に提出している。その後政府シーリングの提示を受けて作成した大蔵省要求案を、8月末に大蔵省に提出する。これを基に検討をかねて12月に政府原案が決定され、1月から3月にかけて行われる国会審議を経て予算として成立する。これを受けてJICAは収入予算を含む予算案を作成、外務大臣の認可を受ける。これが認可予算である。事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

2. 援助効率促進事業

(1) 事業の目的と位置付け

援助の量のみならず質を高め、効果的・効率的に援助を実施していくためには、開発途上国の事情やJICAの実施体制を踏まえて、優良案件の発掘や形成を積極的に行わなければならない。また、協力期間の終了する案件の評価やJICAの事業が相手国の社会・経済社会に与えた効果の総合的な評価を行い、今後の事業実施に役立てるにも重要なことである。援助効率促進事業は、こういったことを実現するためのものであり、次の3つに大別される。

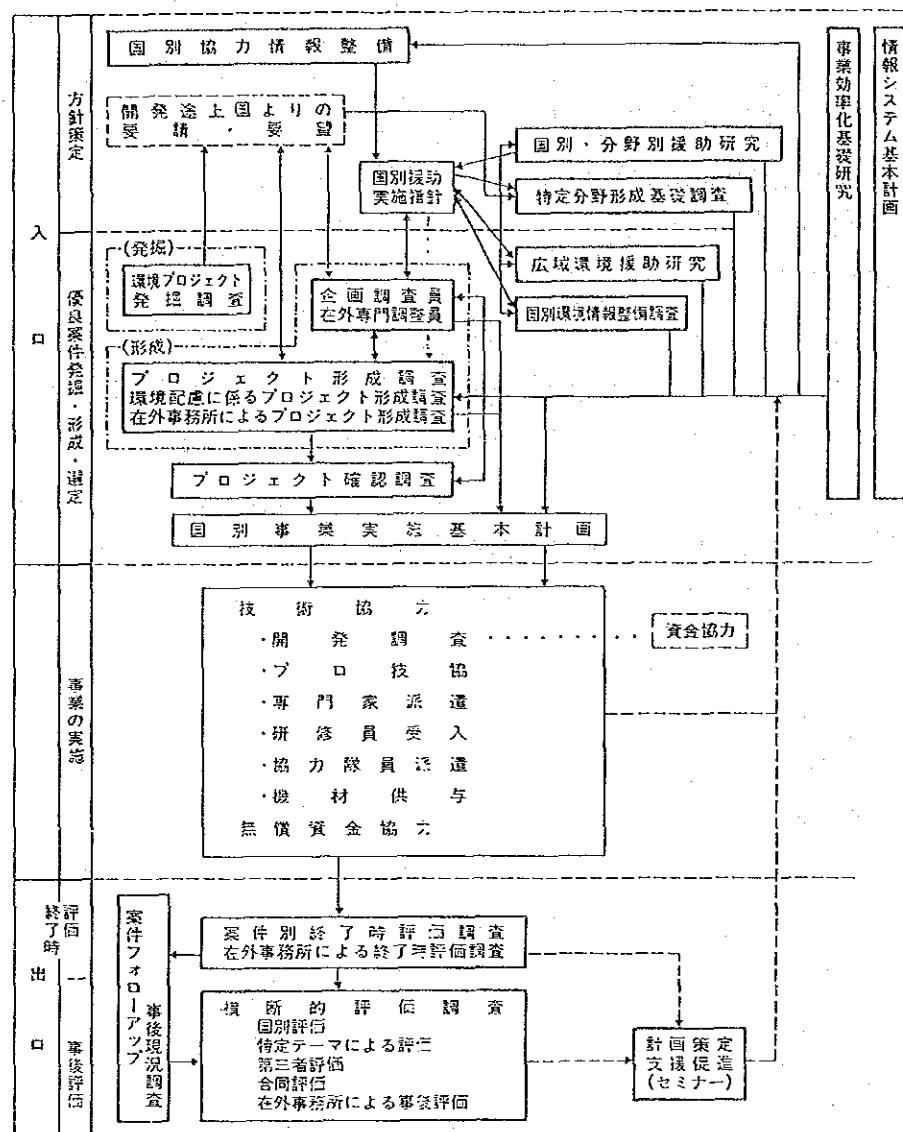
イ. 事業の計画的実施のために、優良案件の発掘・形成・確認のための調査、及び、その前段階の基礎的研究・調査を行う。

ロ. 実施案件についての案件別、あるいは横断別視点からの評価調査を行って、今後の事業実施にフィードバックする。

ハ. 開発途上国のニーズの多様化・高度化に対応すべく、協力手法・仕組み等の事業効率化基礎研究を行う。

援助効率促進事業が、援助の実施過程にどのように位置付けられるかを示したのが次の図である。

援助の実施過程と援助効率促進事業の関連図



(2) 援助効率促進事業の概要

イ. 国別分野別援助研究

経済・社会状況の変化に伴い、高度化・多様化してきている開発途上国の開発ニーズに、きめ細かく対応するためには、各国の社会・経済開発の現状と問題点を的確に把握した上で、援助の重点課題・分野・地域をしづり込み、協力の内容と形態についての計画を立案しなければならない。国別分野別援助研究は、こうした国別アプローチの一環として、主要被援助国及び特定の援助課題について、広く学識経験者の参加を得て、国内での分析・討議及び現地調査を通じ、国別・分野別の援助を効果的・効率的に実施するための基礎的検討を行うものである。

これらの研究結果は、政府のハイレベルの政策対話ミッションの際の資料として活用されるほか、在外事務所所在国を対象に、開発の優先地域やセクターを検討する国別援助実施指針及び実施候補案件を整理する国別事業基本計画という形で、さらにブレークダウンされて取りまとめられている。

ロ. 広域環境援助研究

広域環境研究は、地球温暖化、酸性雨、海洋汚染、生物多様性等、国境を越えて広域にわたる環境問題に関し、問題別に大学や研究機関等の専門家からなる委員会を設け、広域環境問題の解決・緩和のために必要な具体的な対策と効果的な協力のあり方を検討するものである。

研究結果は、プロジェクトの発掘・形成に活用されるほか、広域にわたる環境問題に対する処方箋を策定する開発調査にも反映される。

ハ. 国別環境情報整備調査

環境関連の技術協力、特に環境影響調査（環境アセスメント）を必要とする開発調査を実施する際には、被援助国の環境関係規則やガイドラインの内容及び適用状況、環境影響調査の実施体制、環境担当官庁と開発担当官庁との関係等を理解した上で、的確な協力をを行う必要がある。国別環境情報整備調査は、これらの諸点につき、予め調査を行い取りまとめるものである。

二. 特定分野形成基礎調査

特定分野形成基礎調査は、開発途上国のニーズの多様化・複雑化に伴い増えてきている、開発のシナリオの策定が困難な分野、あるいは必ずしも十分な協力経験・ノウハウを有していない分野における協力計画案（協力候補案件のパッケージ）策定するものである。

ホ. 国別協力情報整備

国別協力情報整備は、在外事務所、専門家及び各事業部に集積されている開発途上国の社会・経済基礎情報、技術情報、他の援助機関の援助動向情報等を、国別情報ファイルとして一元的に収集・整備するものである。

平成4年度までに、次の国について国別情報ファイルが作成された。

アジア地域 バングラデシュ、ブルネイ、インド、ネパール、マレーシア、インドネシア、ミャンマー、タイ、パキスタン、フィリピン、シンガポール、中国、スリ・ランカ、ラオス、ヴィエトナム、カンボディア、大韓民国、モンゴル、ブータン、モルディブ

中近東地域 ジョルダン、エジプト、モロッコ、スーダン、サウディ・アラビア、シリア、チュニジア、トルコ、バハレーン、オマーン、クウェイト、イラン、イラク、カタル、アラブ首長国連邦、アルジェリア、イスラエル、イエメン

アフリカ地域 エティオピア、ガーナ、ケニア、マラウイ、セネガル、タンザニア、ザンビア、ナイジェリア、コートジボアール、モザンビーク、マリ、ナミビア、ボツワナ、スワジランド、レスト、ジンバブエ、ニジェール、ベナン、ブルンディ、カメルーン、中央アフリカ、ジブティ、マダガスカル、ルワンダ、南アフリカ共和国、ウガンダ、ザイール

中南米地域 アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、メキシコ、コロンビア、ドミニカ共和国、ホンジュラス、パナマ、パラグアイ、ペルー、グアテマラ、ニカラグア、コスタ・リカ、エル・サルヴァドル、エクアドル、ウルグアイ、ガイアナ、ヴェネズエラ、ペリーズ

大洋州地域 パプア・ニューギニア、フィジー、西サモア、キリバス、マーシャル諸島、ミクロネシア、ソロモン諸島、トンガ、ヴァヌアツ、パラオ

欧州地域 ポーランド、ハンガリー、ブルガリア、ルーマニア、アルバニア、（チェコスロバキア）、（ユーゴスラヴィア）

ヘ. プロジェクト形成調査

(イ) 一般プロジェクト形成調査

プロジェクト形成調査は、JICAの事業形態の的確な組み合わせ、開発途上国のニーズに十分沿った協力を実施するために、相手国政府と協議・調整し、望ましい計画を策定するものである。調査団を派遣し、セクター毎の援助ニーズや協力対象範囲のしづり込みを行う。

(ロ) 環境配慮プロジェクト形成調査

環境配慮を特に必要とする案件については、専門的知識を有する専任の環境配慮団員を配置し、きめの細かい調査を実施する。

(ハ) 特定分野プロジェクト形成調査

協力を実施することで、特定の対象グループや自然条件、社会的・文化的事象が、特に影響を受けることが想定される場合、計画策定期階から地域住民等関係者の意向確認や事業への参加を積極的に推進するための調査を実施する。

(ニ) 在外事務所によるプロジェクト形成調査

現地の事情等への配慮を特に必要とする場合には、ローカル・コンサルタントを活用しつつ、在外事務所が主体となるプロジェクト形成調査を実施する。

ト. 環境案件プロジェクト発掘調査

環境案件プロジェクト発掘調査は、開発途上国から、正式要請の提出や要望の表明がない場合でも、日本が環境分野の協力を有効であると判断される国に対しては積極的に調査団を派遣し、相手国の理解を得ていかなる協力が妥当であるかについての協議を行うものである。環境案件プロジェクト発掘調査の結果を受けて、通常のプロジェクト形成調査が実施される。

チ. 企画調査員

開発途上国に計画策定や調整の能力が不足しているために、熟度の低い案件や日本の協力の仕組みに合わない案件が要請されたり、同一分野の案件が多数要請されるケースがある。

企画調査員は、こうした状況に対応するために、国別援助実施指針に示された当該途上国の開発重点分野に精通した人材を在外事務所に派遣し、相手国関係機関との緊密な連携を図りながら、既要請案件の補足調査、優良案件の発掘・形成、並びに要請案件の優先順位づけや協力形態、実施のタイミング等につき検討・整理を行うものである。

リ. 在外専門調整員

在外専門調整員は、在外事務所が雇用する、現地の事情に精通した現地技術者である。事務所の技術スタッフ的な立場から、フィールド調査を中心に、相手国機関の技術者の数とレベル、関連インフラの整備状況、相手国機関の財政能力等について、情報を収集・分析することを主たる任務としている。在外専門調整員が入手した情報は、要請案件の検討のほか、当該分野の技術情報の蓄積や案件の発掘・形成の基礎的情報としても活用される。

ヌ. プロジェクト確認調査

プロジェクト確認調査は、国別援助研究、経済協力総合調査及び相手国政府との政策対話等によって確認された援助の重点分野、並びにプロジェクト形成調査の結果等に基づき、相手国政府との協議を通じて要請案件を整理・確認し、今後の協力の方向づけを行うものである。

プロジェクト確認調査は、(イ)日本の援助方針及び相手国開発計画に関する政策対話をを行い、日本の援助方針・スキームに適合する実施案件を採択するいわゆる年次協議と呼ばれるものと、(ロ)要請案件の整理（優先順位及び内容の確認）、実施中案件の実施状況及び問題点の把握、解決策の協議、援助スキームの説明、及びその他援助実施に係る相手国の要望聴取を行うものの、2つに大別される。(イ)のケースの場合は外務省の行う年次協議とあわせて実施する。

ル. 案件別終了時評価

各事業部が主体となって、案件終了時に行うもので、担当プロジェクトの目標達成度

等の評価が中心となる。評価結果は、協力期間延期の要否、または今後さらに必要となる支援等の検討に活用される。

また、在外事務所が強化されてきたことと協力案件が増加してきたことに伴い、本部より調査団を派遣するのではなく、在外事務所による案件別終了時評価も実施されている。

ヲ. 事後評価調査

事後評価調査は、協力終了後ある程度の期間が経過した案件を対象に実施されるものであり、内容によって次のように分類される。

(イ) 国別評価調査

特定国における複数案件を評価し、JICAの協力が当該国全体にもたらした効果、当該国特有の援助実施上の問題点を、整理・分析するものである。

(ロ) 第三者評価調査

高度な専門知識を有した外部の第三者に依頼して、より客観的かつ幅広い視点から、協力の効果を整理・分析するものである。

(ハ) 特定テーマによる評価調査

特定セクターや事業形態についてテーマを設定し、複数国あるいは地域内の複数案件を評価し、その結果を比較することで、当該セクター・事情形態における協力の効果及び問題点を整理・分析するものである。

(ニ) 合同評価調査

合同評価調査は、特定途上国政府機関と合同で、個別案件あるいはセクター・事業形態等の観点から協力を評価し、効果及び問題点等についての整理・分析を通じて、双方の認識を理解し合うことを目的として実施されるものである。

(ホ) 在外事務所による事後評価調査

在外事務所が主体となって、主に個別案件につき、フォローアップを念頭において、協力の効果及び問題点を整理・分析するものである。

ワ. 事後現況調査

事後現況調査は、協力終了後一定年月を経過した案件（プロジェクト方式技術協力、無償資金協力、開発調査、単独機材供与）の現況を体系的に把握するために、案件関連の組織・施設・機材供与及び協力の効果の面から、在外事務所が調査を行うものである。調査結果は、個別の案件のフォローアップと評価調査案件選定の基礎資料として活用される。

カ. 計画策定支援促進

計画策定支援促進は、JICAが実施した国別評価調査等の結果を体系的・横断的に集約し、現地でのセミナーや対話を通じて、相手国機関にフィードバックするものであ

る。こうした機会に、JICAが策定した評価ガイドラインの趣旨につき相手国の理解を得るとともに、双方の評価手法や評価結果の取り扱い等についての共通認識を確保することは、今後の事業を円滑に進める上でも重要である。

3. 開発調査事業

(1) 開発調査の意義と位置付け

開発調査はそれ自体技術協力の一環として実施されるものであるが、JICAの事業サイクルの上で、各事業の上流部分の計画段階を占める事業である。開発途上国で実施される開発プロジェクトは、一般に、発掘→準備→審査→実施→評価→発掘…というフェーズをたどって進行していく。開発調査は、このプロジェクト・サイクルのうちの「発掘」と「準備」を担当するものであると考えられる。

開発調査によって作成される報告書には、プロジェクトの計画案とともに、代替案や実施のための種々の条件が記載される。この報告書は、開発途上国政府が開発プロジェクトを実施する際の判断材料となる。JICAの開発調査の場合、多くがOECFや世銀等の有償資金協力、わが国の無償資金協力、またはJICAの実施する機材供与や専門家を組み合わせた技術協力に結び付いている。

(2) 開発調査の種類

開発調査は次のように分類されるが、(イ)マスタープラン調査と(ロ)フィージビリティ調査が主体となっている。

イ. マスタープラン (M/P) 調査

各種の開発計画の総合基本計画を策定するための調査で、通常は目標年次を設定し、全国または地域レベル（地域総合開発）あるいはセクター別の長期計画を作成する。M/Pの策定は、多種のプロジェクトが整合性を持って効率的に実施される必要がある場合等において、調査の最初の段階として行われる。また、相手国の経済全般に関する調査、即ち、最適経済開発経済の作成も、この調査の分野に入る。

ロ. フィージビリティ (F/S) 調査

M/Pによって優先度を与えられた個々のプロジェクトが、技術的、経済的、財務的、社会的に、さらには環境等の側面から見て実行可能であるか否か客観的に検証するため、プロジェクトの可能性、妥当性、投資効果を調査するのが、F/Sである。F/Sの報告書は、開発途上国政府がそのプロジェクトの実施を決定する際の資料となり、また国際機関や援助供与国が資金協力を検討する際の資料ともなるものである。

ハ. 基礎データ整備

(イ) 地形図作成=開発計画の策定にあたり、最も基本的な資料となる地形図（国土基本図や都市基本図）を作成する調査である。

- (ロ) 地下水開発=地下水資源の賦存量と開発可能性を把握するための調査である。
- (ハ) 林業・水産資源開発=森林資源、水産資源の賦存状況を把握するための基礎資料を作成する調査である。
- (ニ) 鉱物資源開発=地質調査、物理探査、地科学探査、ボーリング等を通じて、鉱物資源の賦存状況を把握する調査である。

二、実証調査

農林業分野において、実績データが皆無のため新技術開発に長期間を要する事業を対象に、技術的可能性を実証的に研究する調査である。

ホ、アフターケア調査

各種の開発調査を実施した後、その後の社会経済条件や自然条件等の変化を踏まえ、何年か後に再び同一プロジェクトを見直し、調査成果の有効活用やプロジェクトの実現に資するために行う調査である。

(3) 開発調査の予算

これらの開発調査事業は次の三つの事業予算によって実施されている。

イ、開発調査費

外務省からの交付金。対象分野は道路、港湾、通信等のインフラストラクチャー部門と農業部門である。

ロ、海外開発計画調査費

通産省からの委託費。対象分野は主として電源開発と鉱工業部門である。

ハ、資源開発基礎協力調査費

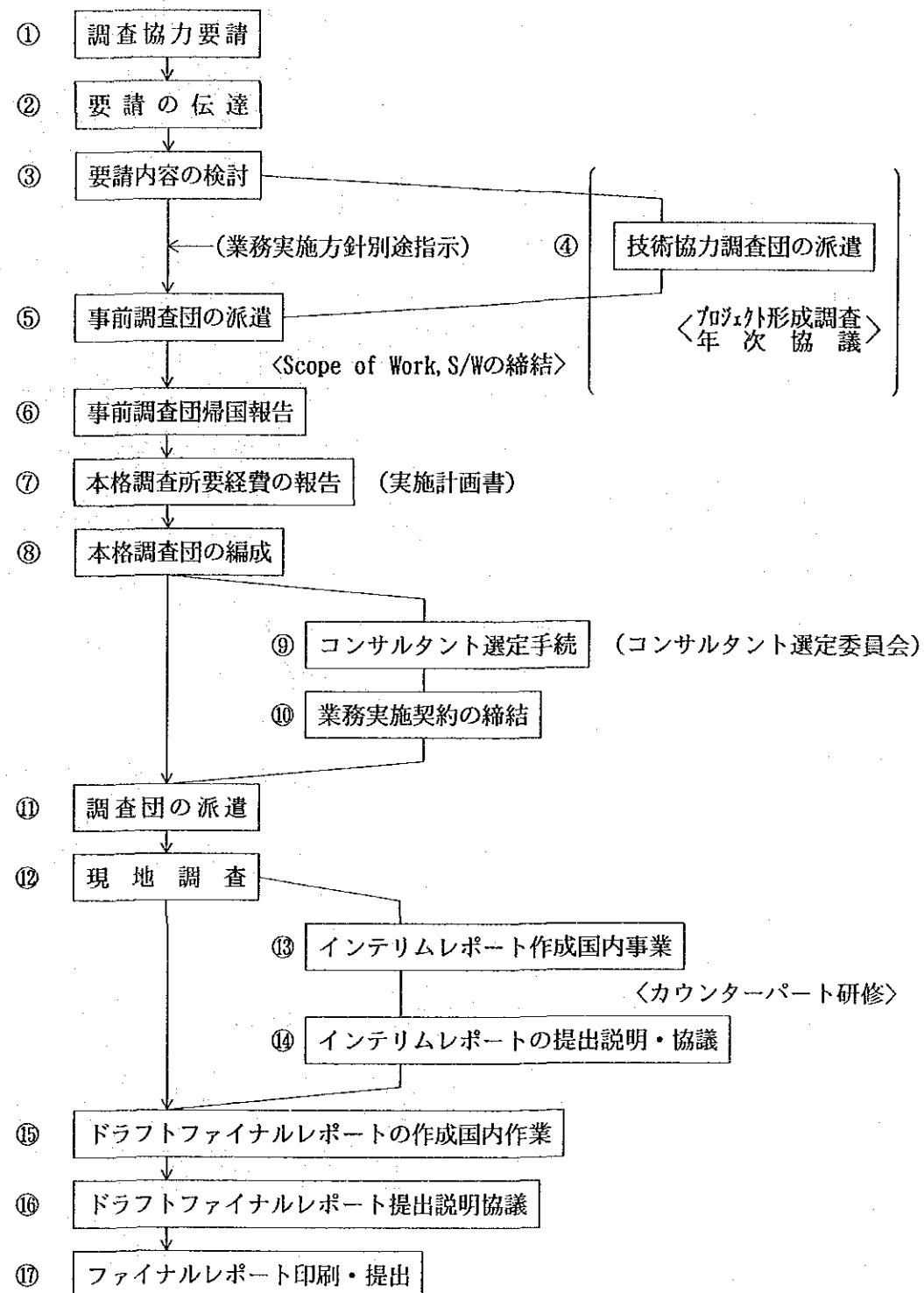
通産省からの委託費。事業団と共に金属鉱業事業団が企画し、資源有望地域の地質、鉱床に関する調査を行うものである。

これらの開発調査関連予算は92年度合計で29,973百万円となるが、これを事業団の技術協力事業費の中に占める割合で見ると約2割を占めており、そのウェイトの大きさことが分る。

(4) 開発調査業務の流れ

開発調査事業は経済協力のプロジェクト・サイクルの中で重要な位置を占めるが、ここで開発調査（フィージビリティ調査）を実施する場合の業務の主な流れとその実施主体を見ることとした。

開発調査業務の流れ



ただし、ここで特に指摘したい点は、海外における開発調査の本格調査は事業団との契約により「コンサルタント」が担うこととなるが、この調査レポートは事業団の名前で相手国に提出されるのでその責任は当然事業団にあるということである。したがって調査を実施するコンサルタントとは充分に調整を取りながら、本来の目的が達せられるよう指導

- ・監督する必要がある。

調査は原則として相手国政府の要請に基づいて行われるが、その要請は確立されたフォームが存在するわけではないので、内容が漠然として不明確なことが多い。したがって当該要請がプロジェクト・サイクルのうちどの段階のものなのか、また我が国への借款要請等が前提となっているのかどうか等について充分調査してから対応することが重要である。また、開発途上国が通常接觸する他の先進国や国際機関では、技術協力と、資金協力とが一元的に取り扱われていることが多いが、我が国は技術協力と資金協力とが別々の機関に分かれて実施されているので、これらの点についての留意が必要である。

(5) 開発調査事業における技術移転

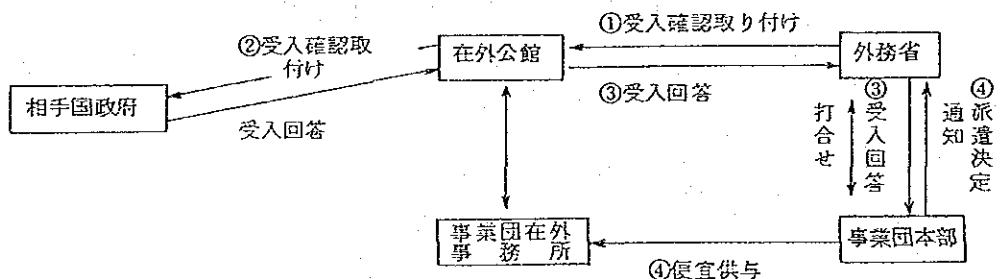
プロジェクト方式技術協力は研修員の受入れや専門家等の派遣によって相手国に特定の技術を伝える（移転する）といった技術移転型の協力であるのに対し、同じ技術協力でも開発調査事業は相手国に代って調査事業を代行する技術代替的側面もみられる。

しかし、開発調査事業も、あくまで技術協力の一環であり、具体的には現地調査の現場で、相手国政府の技術者に対する調査用機器の操作や調査手法の指導を行ったり、当該技術者をわが国に受入れ、現地調査結果の解析やレポートとりまとめに当たり共同作業を行うなどの場を通じ、開発調査手法の技術移転を図ることとなっている。

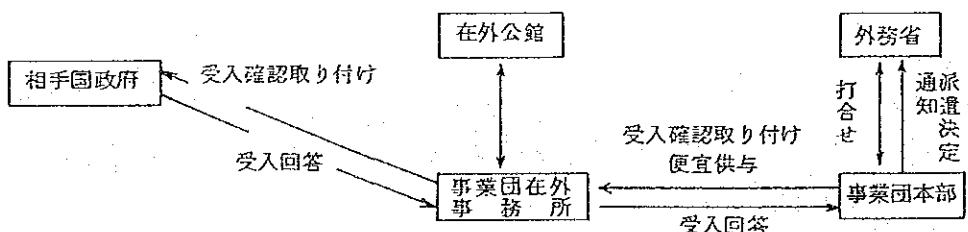
また、レポートが完成した段階では、相手国政府に提出する一方、現地において当該開発計画の関係者や高級行政官などを対象にして調査結果に基づく開発セミナーを行うような例も増えている。

(6) 開発調査団派遣の仕組み

(事前調査)



<本格調査>



(7) コンサルタント

先記のように開発調査事業においては、本格調査はコンサルタントと契約して行うのが通常である。その意味で開発調査事業におけるコンサルタントの役割は非常に大きなものがあり、コンサルタントとの契約に当たっては特に最適なコンサルタントを選定することが必要である。

ここでは事業団が開発調査においてフィージビリティー調査をコンサルタントに発注する場合のコンサルタントの選定の方法と契約金額の積算の考え方について述べることとする。

イ. 選定方法

当該フィージビリティー調査を実施するのに最も的確な知識、経験、手法、能力等を有するコンサルタントを選定する必要があるが、この選定方法は大きく2つに分けることが出来る。一つは数社のコンサルタントから技術提案書（プロポーザル）を提出させて、このプロポーザルの内容や過去の事業団発注に係る調査業務の実績等をできるだけ客観的に評価して、競争的に契約の相手方となるコンサルタントを選定する方法（プロポーザル方式）である。この場合、プロポーザルには通常、(I) 企業の業務実績・能率等、(II) 調査団員の経験・能力等、(III) 当該調査の手法等の三点から提案内容を記述させるのが普通である。他の一つは当該調査に必要とされる知識、経験、手法、能力等が特定の者に限られており、必然的に契約の相手方となるコンサルタントが絞られていて、その者と随意契約を結ぶ場合である。

前者のプロポーザル方式は世界銀行等の国際機関でコンサルタントを選定するときに実施されている方式であり、事業団でも原則的にこの方式による選定が行われている。

ロ. 契約価格

以上のように選定されたコンサルタントとは契約を結ぶことになるが、コンサルタントには調査実施の対価として当然然るべき金額を支払う必要がある。この金額の積算方法は、「開発調査業務等に係る業務実施契約及びコンサルタント役務提供契約価格の積算基準について」として別途制定されているが、この基準は中央官庁がコンサルタントを起用して国内の諸工事を実施する場合に用いる積算方法に準じたものであり、国際機関等で用いられている積算方法と異なるものである。これらの国際機関では「Cost + Fee」との考え方からCostとFeeを明確に区分して積算しているが、事業団の場合はこの点は混然一体となつた積算方法となっている。

以下に民間コンサルタントにフィージビリティー調査を発注する場合の積算方法についてその概略を示す。

価格の構成費目は次のとおりである。

$$\begin{array}{ll} \text{(I) 直接費} & \text{直接経費 (i)} \\ & \text{直接人件費 (ii)} \\ \text{(II) 間接費} & \text{諸 経 費 (iii) = (ii) \times 諸経費率} \\ & \text{技 術 経 費 (iv) = (ii) + (iii) \times 技術経費率} \end{array} \quad \left. \right\} \text{技術費(E)}$$

$$\text{契約価格} = \text{直接経費} + (\text{直接人件費} + \text{諸経費} + \text{技術経費})$$

ここで、

- (i) 直接経費……外国旅費（航空賃、日当、宿泊料など）、現地調査費（車輌借上げ、傭人費など）など調査を実施するのに必要な経費
- (ii) 直接人件費……調査団に参加する団員の人件費で団員ごとに学歴等を勘案して月額で定める。
- (iii) 諸経費……当該調査業務に要する業務管理及び企業経営に要する一般管理等の経費でB×諸経費率
- (iv) 技術経費……技術経費、判断、能力等の維持、向上に要する経費で(ii)+(iii)×技術経費率

(8) 開発調査報告書

実施された開発調査の成果は、調査後に作成される調査報告書である。これは相手国政府に事業団の名前と実施したコンサルタント名を記載して提出されるものであり、事業団の評価は、このレポートを通じてなされるものであり、報告書の作成に当たっては特にこの点に留意し、簡にして要を得た文意、明瞭なものを可及的速やかに作成するよう努める必要がある。フィージビリティ調査のようにコンサルタントがレポートを作成する場合には、特にこの点につきコンサルタントを指導する必要がある。また翻訳の不備や報告書の提出の遅延などにより相手国政府の信頼を失うことのないよう注意するのは当然である。なお著作権は事業団に属するよう契約に定めている。

更に、調査報告書はその内容によって相手国政府の政策や開発計画などに大きな影響を与える場合もあり、翻訳や校閲の期間中にその内容が外部に出ることのないよう細心の注意を払わなければならない。またでき上がった報告書は別に定める「国際協力事業団報告書の作成及び管理に関する規程」に従って取り扱う。

4. 研修員受け入れ事業

(1) 研修員受け入れ事業の意義

研修員受け入れは、昭和29年の政府ベースの技術協力の開始と同時に始まった。途上国の開発に必要な人材の養成のため様々な分野の専門的な知識や技術の移転を行うとともに、途

上国と日本との間の相互理解の促進を図り、国際親善に貢献することを目的としている。

(2) 研修の形態

研修員の受け入れは国際約束の形成方法、実施の方法の違いからその形態が区分される。

イ. 受入方式

研修員の受入方式には、二国間方式と多国間方式の2つがある。

(イ) 二国間方式

わが国が途上国との国際約束に基づいて研修員を受け入れる方式。受け入れに要する諸費用は、原則として全額わが国が負担する。

(ロ) 多国間方式

わが国が国際機関との国際約束に基づいて研修員を受け入れる方式。受け入れに要する諸経費のうち、原則として国際機関側が渡航費・滞在費等を負担する。

ロ. 研修形態

研修には、集団研修、個別研修、特別研修の3形態がある。

(イ) 集団研修

日本側が、途上国に共通のニーズを予め考慮した上でカリキュラムを設定した研修コースで、1コースは原則として1カ国1名、計10名程度の研修員が参加して行われる。

JICAは、途上国に共通したニーズに基づき、毎年約300の集団コースを実施している。これらのコースは、その内容により様々な技術移転の手法が取られる。コースのタイプとしては、講義・討議を中心とした行政・技術紹介型、実習を中心とする技術習得型、その他、セミナー型、研究型、視察型等がある。

(ロ) 個別研修

ある国の要請に基づき、特定の研修ニーズを満たすためにカリキュラムを設定して実施される研修コースである。

JICAが途上国で実施する技術協力プロジェクトのカウンターパート（相手国側専門家）は、現地での習得が困難な技術について日本で研修を受けるが、このカウンターパート研修も、個別研修の一環として行われる。また、国際機関からの受け入れ要請に基づく研修員も、この方式によって受け入れる。

(ハ) 特別研修

マレイシア東方政策、日墨交流計画、韓国技術者研修計画など、日本との間に特別な取り決めを結んだ国から、特定の分野に関し多人数の研修員を受け入れる特別コースである。カリキュラムは、特定のニーズを満たすために設定されるが、上記のような特別の取り決めを必要とすることから、一般の個別研修とは区別している。

(3) 研修員受け入れの仕組み

イ. 研修員受け入れ計画の策定

要望調査の実施、国別アプローチによる研修ニーズの把握等の準備段階を経て、集団研修と個別研修の次年度の受け入れ計画が策定され、在外公館を通じて各途上国政府に伝えられる。

ロ. ジェネラル・インフォメーション (G.I.)

受け入れ計画の通報の後、集団研修については、各コースの受け入れ対象国に対し、募集要項を送付する。この募集要項はジェネラル・インフォメーション (G.I.)と呼ばれ、各研修コースの概要、研修員の資格要件、研修期間、カリキュラムなどが詳細に記されている。

ハ. 要請書の提出

途上国は、日本側の受け入れ計画や募集要項 (G.I.)に従い、日本に派遣する研修員候補者を決定し、受け入れを求める要請書を日本政府に提出する。この要請書は、要請の背景、希望研修内容(A-2フォーム)、研修員候補者の履歴、英語能力(A-3フォーム)について述べたもので、個別研修の場合にはこの要請書が研修カリキュラム作成の材料となる。日本側は要請書の記載内容に基づいて受け入れの可否を決定し、途上国政府に回答する。

二. 研修の実施

途上国政府を通じて日本側の受け入れ回答を得ると、研修員たちが在外事務所での手続きを経て日本にやって来る。

研修期間は10日前後の短いものから1年にも及ぶ長期のものまであり、各分野の研修は、JICAに付属する国際研修センターで行われるほか、国や地方公共団体、民間の研修訓練施設、大学などの協力を得て実施される。

ホ. 評価

研修コースが終了すると、研修員と日本側関係者が出席して最終評価会が開かれる。各研修コースを修了した研修員はその席で、日本で得た成果、反省点等について意見を述べる。ここでの論議は各研修コースにフィードバックされ、研修をより効果的で効率的なものに改善するために生かされる。

ヘ. 研修コースの評価

(イ) 年次評価・中間評価・終了時評価

評価活動には、年次評価、中間評価、終了時評価などがあり、年次評価は、毎回、各コースの実施終了時に、また中間評価と終了時評価は、各研修コースが実施回数を重ねる過程で、一定の時期に実施している。

このうち、終了時評価は、実施計画年数（最低10年）が終了する年に実施するもので、評価の結果、当初の目的が達成され、存続の必要性が低くなったと判断されたコ

ースは、廃止される。また、ニーズがまだあると認められたコースは、カリキュラムの見直し等を経た後、新たなコースとして実施される。

(d) フォローアップチームの派遣

フォローアップチームは、帰国研修員とその所属機関などを訪問し、帰国研修員が日本で習得した技術・知識がどのように活用されているかを調査するとともに、途上国の今後の研修ニーズの把握に努めている。

また、フォローアップチームは最新の技術情報の提供もあわせて行い、訪問国で一定のテーマに基づいたセミナーを開催し、帰国研修員や関係機関の職員などを対象に、広くわが国の技術の紹介を行っている。

ト. アフターケア事業

(i) KENSHU-IN 誌の発行

KENSHU-IN 誌は、帰国研修員に対するアフターケア事業の一環として、年2回発行している英文の雑誌である。掲載内容は、JICAの活動状況、帰国研修員や帰国研修員同窓会の動向、日本の産業、文化、社会の紹介などで、帰国研修員とわが国の結びつきを保ち、その絆をさらに強くすることを目的としている。

(ii) 文献供与

帰国研修員には、一般図書、定期刊行物、技術図書などが継続して供与される。これは、最新の技術情報を提供することにより、日本での研修成果を効果的に国造りに役立ててもらうためである。

(iii) 機材供与

帰国研修員が日本で習得した技術を活用できるように、所属機関に対し機材を供与する。

(iv) 帰国研修員同窓会の育成強化

現在、約60カ国で、帰国研修員による同窓会が結成されている。この帰国研修員同窓会は、研修員として日本を訪れ、日本の文化や社会に触れた人々の交流の場となっている。また、日本で学んだ技術や知識を技術セミナーの開催等を通じ普及させるための活動も行っている。

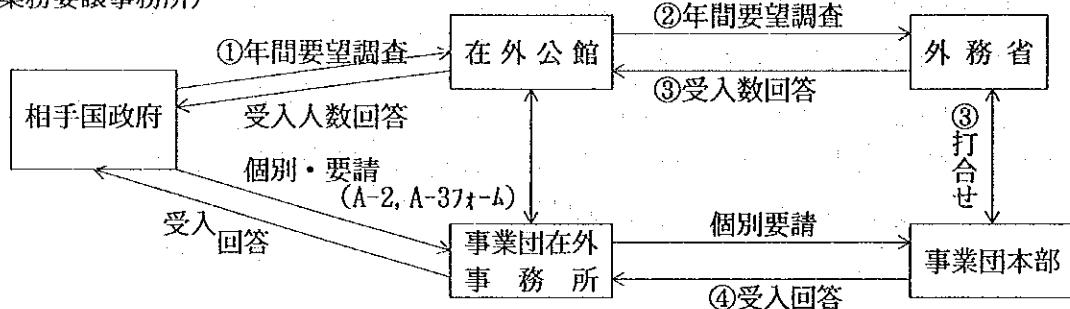
JICAは、運営費の助成、文献の供与、フォローアップチームの訪問などを行うことにより、帰国研修員同窓会の活動を積極的に支援しており、途上国のJICA在外事務所も、同窓会が行う会報の発行、各種催し物の開催などを側面から援助している。

(v) 海外人材ネットワーク

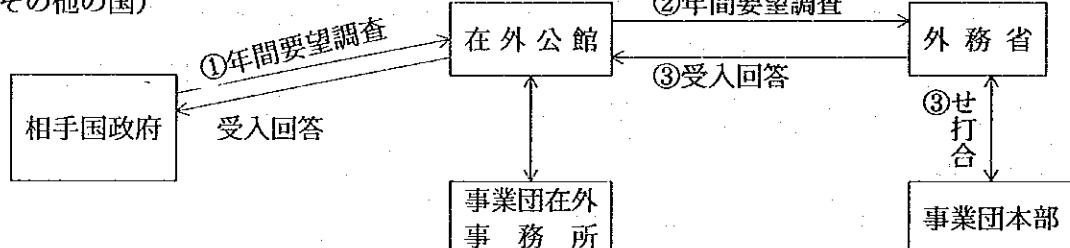
JICAは、帰国研修員同窓会を活用して、帰国研修員の最新の名簿を作成するなど、帰国研修員の状況を正確に把握することにより、効率的なアフターケア事業実施

のためのネットワーク作りを行っている。このネットワークは、研修員受け入れ事業だけでなく、途上国に派遣される専門家や青年海外協力隊員との連携を図る上でも大きな役割を果たしている。

(業務委譲事務所)



(その他の国)



(4) 研修員の待遇・厚生活動

イ. 諸手当

研修員に支給される主な手当はつぎのとおりである。

- (イ) 渡航費（往復航空券を支給）、(ロ) 滞在費（宿泊費および生活費）、(ハ) 支度料、
- (ニ) 書籍費、(ホ) 資料送付料、(ヘ) 研修旅費、(ト) 通勤手当（宿舎から研修先までの交通費）

ロ. 宿 舎

研修員は原則として、日本国内10カ所にあるJICAの国際研修センターに宿泊する。各センターには、研修員が滞在する部屋（原則として個室）のほか、食堂、図書資料室、診療室、タイプ室、ラウンジなどが備えられており、研修員同士の交流の場にもなっている。

ハ. 医療体制

日本滞在中の研修員の病気やケガについてはJICAが医療費を負担する。

また、研修員の宿舎となる国際研修センターには嘱託医（看護婦）が配置され、研修員に対する医療相談に応じている。

二、レクリエーション

研修員相互の親睦を図り、日本人との交流を深めるため、各国際研修センターではスポーツ大会、親善パーティ、ホームステイ、バスツアー、観劇、地元の学校訪問などを実施している。

(5) 第三国研修

第三国研修とは、自然的、社会的、文化的に共通の基盤を持つ一定の開発途上国地域で研修実施国（host country）を選定し、近隣諸国から研修員を招請して実施するもので、研修を実施する途上国にJICAが資金的、技術的支援を行う。現地事情により適合した形で、わが国の技術・知識の移転を図るとともに、途上国同士の技術協力を促進することが、第三国研修の目的である。

第三国研修には、集団、個別の2つの形態がある。このうち集団研修は、1975年、タイの養蚕研究訓練センターで初めて実施されて以来、年々拡充強化され、1992年度には、22カ国で62のコースが実施されている。さらに、1987年度からは、研修効果を高めるため研修員を短期間日本に受け入れて補完的研修を行う第三本国邦研修も実施できるようになっている。

個別研修は1986年から開始されたもので、主としてJICAが実施している技術協力プロジェクトの途上国側カウンターパートを対象とし、日本より第三国で研修を行う方が効果的と判断された場合に実施される。

第三国研修には、日本で研修を受ける機会の少ない途上国の研修員も比較的容易に参加できる。また、文化的、言語的障害が少ないため、効果的な研修が可能である。そのため、第三国研修に寄せる途上国側の期待は大きく、JICAも現在、その拡大と充実に努めている。

(6) 第二国研修

第二国研修とは、途上国においてJICAが過去に技術協力を実施した機関を利用して、当該国の人々を対象とした研修を実施するものである。JICAの技術協力を通じて移転された技術の、積極的な普及・定着を図ることが目的であり、1993年度から開始された。

第二国研修の利点としては、過去の協力成果を再活性化し、特に地方への技術の普及を図ることができるという点が挙げられる。また、これまでの本邦及び第3国での研修に比べて、幅広く多人数を対象として、現地の言葉で実施することができるため、少ない費用で効率的な研修であるといえよう。さらに、第二国研修の実施を通して、途上国の実施機関の指導力・研究能力等の向上を図ることができる点も、見逃すことはできない。

第二国研修は、自助努力だけでは技術の普及・定着が難しい国（具体的には無償資金協力対象国）に対し、地方への展開が中心である分野、機構・制度上または資金がかかるために自力での普及が困難な分野、地球規模での取り組みが必要な分野を、対象分野として

実施される。

研修コースの実施に際しては、本邦より研修指導者を派遣し、現地講師人を補強する。また、経費については、途上国側に、研修施設・機材、講師及び光熱費等の間接経費に加え、直接経費である現地研修経費のうち書籍費及び研修費の3割の負担を求める。

5. 青年招へい事業

(1) 青年招へい事業の意義

青年招へい事業は「21世紀のための友情計画」として1984年から開始されたもので、アジアおよび太平洋諸国から毎年1,300名以上の青年たちが日本を訪れ、日本の青年たちと交流している。

このような交流を通して相互理解を深め、21世紀に向けて、日本とアジア、太平洋諸国との間に確固たる友情と信頼の絆を造り上げることが青年招へい事業の大きな目的である。

(2) 青年招へい事業の仕組み

招へいの対象者は、農村青年、勤労青年、学生、教員、青少年団体やスポーツ、文化、社会奉仕団体の指導者、そして公務員で、彼らは国ごとに分野別のグループを編成したり、あるいは特定のテーマを設定したりして日本を訪れる。

日本滞在は約1カ月で、青年たちには日本の社会や経済に関する講義、都内や地方の施設見学、日本人青年との合宿、ホームステイ、広島や京都への旅行など、多彩なプログラムが用意されている。

JICAは「21世紀のための友情計画」についてもアフターケア事業を実施している。現在、ASEAN各国にはこの事業に参加した青年たちの同窓会が作られているが、JICAは、文献の供与、同窓会活動の支援、アフターケアチーム派遣による再交流の支援などをやって、招へい青年が帰国後も対日理解を深め、日本の青年たちと友情を持ち続けられるよう協力している。

当初、ASEAN6カ国からの青年招へいでスタートした「21世紀のための友情計画」は、その後、ミャンマー、太平洋諸国、中国、韓国、南西アジア諸国、モンゴルが招へい対象国に加えられ、招へいされる青年の数も年々増加の一途をたどってきた。この事業に関わった日本青年たちも、帰国した招へい青年を訪問するなど、近年、この事業によって培われた友情をさらに自発的に発展させるための動きが活発化している。

6. 専門家派遣事業

(1) 専門家派遣の意義

本事業は、昭和30年より開始されて以来実施している基本的な技術協力の形態の一つである。

専門家派遣の形態はいろいろあるが、専門家が保有する知識及び技術を助言、指導、調査、研究等を通じて相手方に伝達し、途上国の人材養成および開発計画の推進に貢献するばかりでなく、専門家の全人格を通じて、途上国の人々の心に直接触れ合うことにより、相互の友好、親善にも役立っている。

(2) 専門家派遣の形態

イ. 個別派遣（技術協力専門家派遣事業）

途上国等からの個別要請に応じ事業団が専門家をその国の政府関係機関、試験研究機関、教育訓練機関等に派遣し、指導・助言、調査・研究等に当たらしめるもので、派遣事業部がこの業務を担当している。

個別派遣には一般専門家派遣の方式としては、大別して二国間方式と多国間方式がある。二国間方式とは、わが国と途上国との国際約束によって派遣するもので、この場合経費は全額わが国が負担する。国際約束は、口上書とA-1フォームにより途上国が日本政府へ要請し、日本政府はそれに対し、派遣候補者の履歴、派遣時期等を記載したB-1フォームを口上書に付して途上国政府へ送付し、受け入れ確認（通称アグレマン）の回答を得ることにより成立する。

二国間方式の中には、次の(イ)から(ア)が挙げられる。

(イ) 研究協力専門家

研究協力専門家派遣による研究協力事業は、わが国が途上国との間で合意（R/D署名による）した当該途上国の経済・社会の向上・発展に資する研究テーマについて、研究を行うことにより次の目的を達成しようとするものである。

- a. 途上国の実情に則した開発のための理論・手法の充実、適正技術の開発および制度の改善等に関する調査・研究を行い、その成果を当該途上国の開発に役立たせること。
- b. わが国の調査研究機関が有する研究蓄積と相手国研究機関が有する研究蓄積とを、共同研究によって相互に交流・交換することにより、双方の機関の充実に資すること。
- c. 途上国の調査・研究機関及び研究者の、調査・研究能力の向上を図ること。

研究の主要な対象分野としては、適正技術の研究・開発のほか、開発のための理論・手法の研究、一次産品・加工品等の品質改良、生活環境の改善等があるが、研究対象は特定な分野に限定することなく、途上国の開発に役立つと考えられるものを幅広く対象とする。

(ア) ミニプロ事業

プロジェクト方式技術協力と個別専門家による技術協力の中間形態として、複数の専門家（チーム派遣）を協力の核とし、小規模の機材供与（開発支援機材）及びカウ

ンターパートの本邦研修を必要に応じ有機的に組み合わせ実施するものである。協力の開始にあたって、相手国実施機関との間で協力内容に関し討議議事録（R／D）を作成している。

(A) 再活性化専門家

途上国に対しすでに円借款無償資金協力等で供与された施設・機材の中で、老朽化したものの再活性化を図るとともに、それらの保守・管理技術の移転を目的として、チームで派遣される専門家である。

(B) 民間技能者派遣（民活専門家）

わが国の民間企業の技術者が有する知識や技術を、途上国の産業育成・指導等の技術協力に活用すると同時に、国際化に対応した、わが国の民間企業の技術者の職業能力開発とを目的としている。JICAと雇用促進事業団との共同事業である。

(C) シニア協力専門家

ボランティア精神に富み、かつ幅広い技術・知識と豊かな経験を有した40才以上の中高年の人材を、シニア協力専門家派遣取り極めに基づき途上国に派遣するものである。途上国においては、相手国の人々と密着した草の根レベルの交流を大切にしながら、技術協力をを行うことが期待されている。

他国間方式とは、国連あるいはその他の国際機関との取り極めにより専門家を派遣するもので、二国間方式と同様に経費はわが国が負担するのが普通である。主な国際機関としては、国連アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）、東南アジア漁業開発センター（S E A F D E C）、アジア工科大学院（A I T）等がある。

D. プロジェクト方式技術協力への派遣

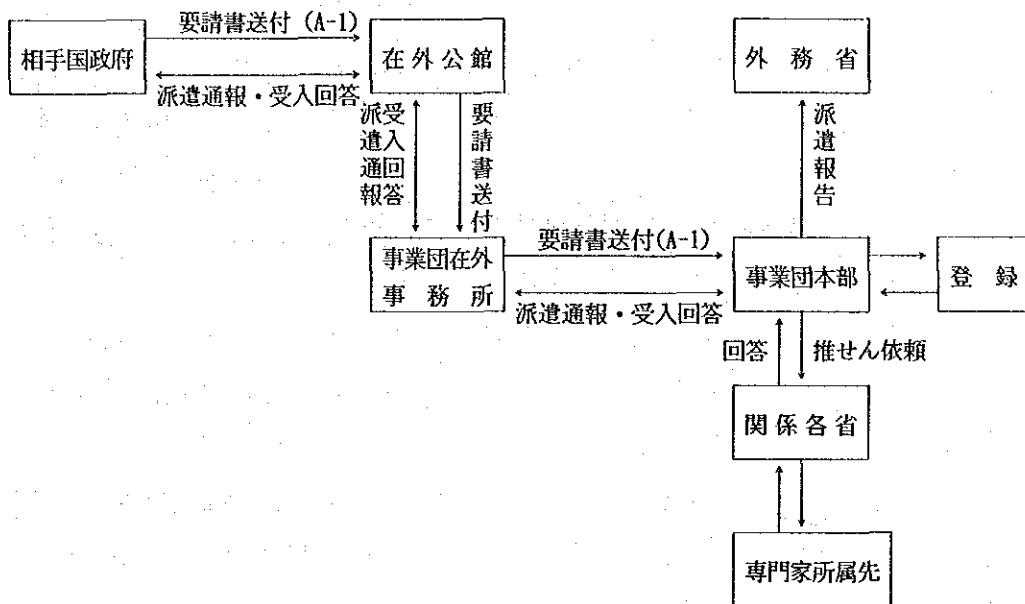
プロジェクト方式技術協力とは、1.(3)技術協力事業の実施（技術協力と国際約束）の項で述べたように、個別協定又はR／Dと口上書プラスA-1からA-4フォームに基づく、専門家派遣、機材供与、研修員の受け入れをパッケージにして、途上国に対し技術の訓練、試験、教育、研究、普及指導等を行うものである。

したがって、プロジェクトの分野に応じ、社会開発協力部、医療協力部、農業開発協力部、林業水産開発協力部及び鉱工業開発協力部が担当している。

(3) 専門家派遣の仕組み

個別専門家を例として派遣の仕組みを次に図示する。

〈手順〉



- イ. 口上書、A-1フォームによる要請
- ロ. 要請案件の検討
- ハ. 人選（関係各省の推せん、登録専門家の活用等）
- ニ. B-1フォームによる候補者の通知
- ホ. 受け入れ回答
- ヘ. 派遣決定
- ト. 健康診断：気候、風土の異なる途上国での勤務に耐え得るかどうかの健康診断を行う。
- チ. オリエンテーション等：事業団は、専門家に対し任国の事情、特権免除、職務内容、携行機材の制度、派遣時期、在勤手当等の経費の問題、現地業務費、その他諸手続等についてオリエンテーションを行うと同時に十分専門家の意向を徹し打合せを行う。
- リ. 専門家派遣前研修：事業団は英語その他の語学研修、事業団の業務や任国事情等の事前研修、必要に応じて技術研修を実施する。この研修は国際協力総合研修所で行う。
- ヌ. 派遣：事業団は派遣契約（国家公務員を除く）を専門家と締結し、諸手続きを経た後専門家を任国へ派遣する。
- ル. 任国への到着：専門家は通常相手国の政府機関の中ではカウンターパートと共に職務を遂行する。また、専門家は任国では、事業団在外事務所と在外公館と密接な連絡を保つとともに、業務報告及び事務連絡を事業団へ提出する。技術情報を必要とする場合、技術情報提供支援業務により国総研図書館の支援が可能である。

ヲ、任期終了及び帰国

(4) 専門家の処遇等

イ. 事業団は専門家の派遣期間が1年未満の場合を短期専門家、1年以上の場合を長期専門家とし、次のとおり旅費及び派遣手当を支給している。このうち、長期専門家の場合には扶養親族の随伴を認めている。また、専門家の本邦における所属先（国家公務員を除く）に対しても人件費補填を、さらに所属先のうちで民間及びそれに準ずる法人に対しては諸経費補填を行っている。

(イ) 短期専門家には、派遣期間について旅費及び語学手当（派遣期間が3ヵ月以上の場合に限る）を支給する。また、長期専門家には、赴帰任に伴う旅費の他に任期中に在勤基本手当及び住居手当等の派遣手当を支給する。

(ロ) 派遣専門家が国内の所属先から当該派遣期間中に支給される国内給与等をその所属先に対して支払う。なお、所属先を有しない専門家に対しては事業団が定めた国内俸を支給する。

(ハ) 事業団は、長期専門家が派遣期間中に本邦へ一時帰国しようとする場合には関係基準に基づき許可を行い、帰国に必要な旅費を支給する。なお、一時帰国には業務一時帰国、休暇一時帰国、学会出席一時帰国、忌引一時帰国、病気見舞い一時帰国、病気療養一時帰国及びその他私費一時帰国の7種類がある。

(ニ) 事業団は、長期専門家が教育等のために本邦に残留させた子女を派遣期間中に任国へ一時呼寄せしようとする場合には関係基準に基づき許可を行い、一時呼寄せに必要な旅費の一部を支給する。

ロ. 事業団は、専門家の福利厚生を目的として様々な制度を設け、運用しており、その主なものは次のとおりである。

(イ) 災害補償：業務上の災害（疾病を含む）に対しては、労働者災害補償保険に特別加入し、業務外の災害については、海外共済会を設け、弔意金、療養費、移送費等の支給を行う。

(ロ) 健康管理旅行制度：中近東、アフリカ等の気候風土の特に厳しい地やボリヴィア、エティオピア等の生活環境の劣悪な地域に派遣された長期専門家に対して健康管理のため、環境の良い地域への旅行に要する経費の補助を行う。

(ハ) 健康管理：事業団本部の健康管理室に顧問医と看護婦を配置し、健康診断結果の判定、健康相談・指導等を行っている。また、派遣中の専門家の健康管理のために健康相談巡回指導チームの派遣を行う。

(ニ) 生活環境整備：専門家の居住地の基本的な生活環境が劣悪で、専門家の生活が著しく阻害されると認められる場合は、電気供給、給排水、保健衛生等を中心に施設・設備の補完的な整備を行う。

また、専門家の生活環境の改善を図るため生活環境実態調査を実施している。

- (e) 安全対策：在外事務所を中心として、治安安全対策連絡協議会を開催するなど治安情勢等の情報提供、情報交換、連絡体制の確立等を行っている。また、治安の特に悪い地域については、緊急連絡用通信機器の整備、防犯設備の整備、及び、警備員を備上する経費の補助を行うほか、安全対策専門クラークの配置及び治安・安全対策巡回点検・指導チームの派遣を行い、安全対策の強化を行う。
- (f) 損害救済：専門家が任国で所有していた家財が天災、戦争等の発生のために損失した場合に関係基準に基づきその損害額の補償を行う。
- (g) 専門家等身分保障：長期専門家で帰国後、労働の意志を有するにもかかわらず生業に就けない専門家に対し、帰国後の専門家の号に応じ日額を決定し、また、派遣期間に応じ180日から210日間の給付を行う。
- (h) 「EXPERT」誌の発行：派遣専門家、帰国専門家及び国内後方支援団体等のコミュニケーションを図るため、専門家の活動報告や専門家に関する制度の変更等の紹介を内容とする「EXPERT」誌を年間4回発行する。

7. 機材供与事業

(1) 機材供与（単独機材供与）の意義

機材供与事業は技術協力の一環として昭和39年度から実施されているものであるが、その目的とするところは開発途上国がわが国の技術協力その他により、一応の技術的知識、経験を有しているにもかかわらず、機材の欠如、不足等のため技術の訓練、伝達、普及等が円滑に行われず、または既存の技術が効果的に活用されない場合に、当該国の要請に基づき必要機材を供与し、これを通じて開発途上国の経済的、社会的発展の向上に寄与することを目的とするものである。

例えば、イ、派遣中の専門家及び青年海外協力隊員の指導業務を一層効果的とするもの、ロ、専門家の帰国後に相手国側のカウンターパートがさらに業務を継続遂行する上において必要とするもの、ハ、研修員が帰国後にわが国で研修した知識、技術を有効に活用するために必要とするものなどがその主な対象であり、いわば、「人」による技術協力との有機的組み合せにより、技術協力の効果を一層高めようとするものである。

なお、このような趣旨から本事業については、イ、「人」とのつながりがあり技術移転上の効果が大きいもの、ロ、同一品目を多数供与するというような商品援助的なものではないものを対象とすることを原則としている。

(2) 機材供与（単独機材供与）の内容

機材供与事業は次の三種に分類される。

イ. 一般機材 1件当たり1千万円以上のもの（平均8,700万円）

事業の最も基本的なもので、要請件数、実施件数、予算額において最多数となっている。

ロ. 小規模単独機材 1件当たり1千万円未満のもの

従来の供与機材の対象が一定金額以上であったことから、金額の少ない小規模案件については対象になりにくかった。この点を改善するため、機材供与事業費のうち一定額の枠内で小規模かつ緊急な案件に対処するもの。

ハ. 文献及び技術情報供与

開発途上諸国にて使用されている技術関係の文献、図書類はそのほとんどが欧米諸国の中であり、わが国のものは非常に限られており、分野によっては皆無に等しい状態である。本事業は、わが国の高度な産業技術文献等を供与することにより、開発途上国 の技術向上に寄与するとともに、従来、国際的には必ずしも十分紹介されているとは言い難かったわが国の技術情報を紹介することによって、わが国に対する認識の向上に役立たせようとするものである。このような観点から本事業は、昭和56年度から開始されたもので、農業、工業、建設等の分野の日本語文献を英訳またはその他の外国語に翻訳する一方、本邦で刊行された既存の外国語の文献、図書を購入の上、これらを専門家の派遣先あるいは帰国研修員の所属先などの機関に送付している。

(3) 単独機材供与の仕組み

イ. 実施決定まで

- (イ) 在外公館による要望調査実施 (A-4フォーム同時取り付けを促進中)
- (ロ) 外務本省及びJICA本部による、候補案件選定及び価格調査
- (ハ) 大蔵省との協議
- (ニ) 実施案件決定通報
- (ホ) 正式要請書 (A-4フォーム) 取り付け

ロ. 決定後

(イ) 仕様書の作成

外部委託、仕様調査団の派遣等により、供与機材の仕様書を作成する。

(ロ) 購入、輸送

担当課からの購送請求に基づき、調達部において入札を実施、売買契約を行う。指定倉庫納入後輸送契約を結び、相手国の港まで輸送する。

(ハ) 外務本省を経由し、船積書類を相手国政府に送付する。

(ニ) 保険求償

輸送中の機材の破損・紛失については、保険求償を行う。

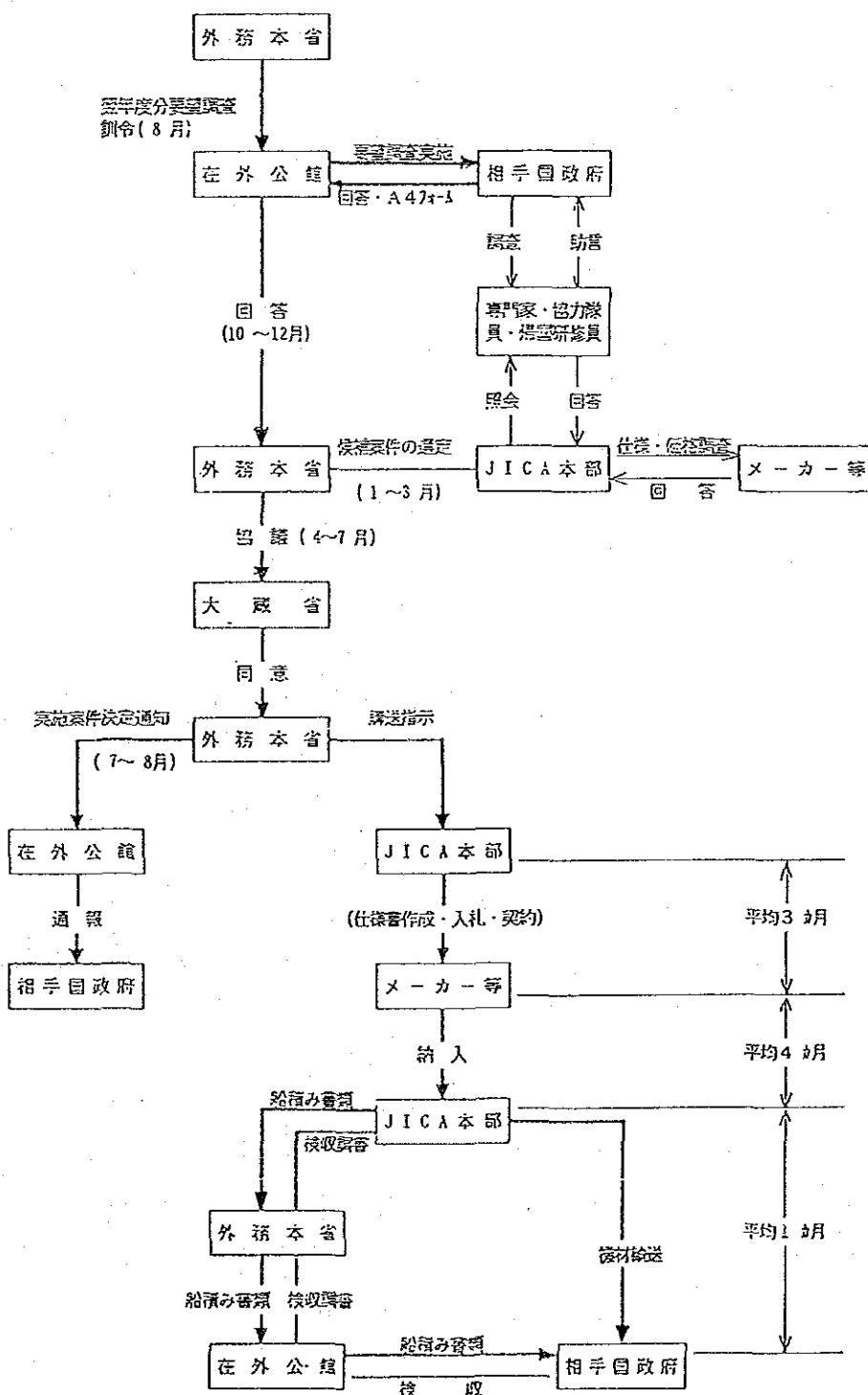
(木) 据え付け技師の派遣

メーカーの技術者による機材の据え付け・設置が必要となる精密機械、特殊機材については、メーカーから据え付け技術者を派遣する。

(火) その他

必要に応じて機材の修理部品購送、修理班の派遣を実施する。

単独機材供与事業の業務の流れ



(4) プロジェクト方式技術協力に係る機材供与

プロジェクト方式技術協力により行われる機材供与の額は、単独機材供与の額に比し比較的多額である。機材リストは相手国のカウンターパートと専門家又は調査団が打合せをし、事業団が取りまとめる。

(5) 専門家携行機材（青年海外協力隊も含む）

専門家の派遣事業の一環として、専門家の現地での技術指導に必要な機材で、相手国から提供することが困難かつ不可能な機材を携行する制度がある。

機材は引取りの時点で相手国の所属となるが、専門家の技術指導に必要な機材の性格を併せ持つため専門家在任中は専門家の管理下で使用される。専門家本人が所有している書籍等もこの制度で輸送が可能である。

(6) 調査用資機材

開発調査等の調査業務を実施する際、調査団が現地調査用に必要とする資機材で、事業団が購入輸送して調査団に使用せしめるものである。現地調査終了後相手国政府より供与の要請がある場合相手国へ供与する（供与することなく持ち帰ることもできる）。

8. プロジェクト方式技術協力事業

(1) プロジェクト方式技術協力の意義

事業団が行っている技術協力の形態は、基本的には、イ、研修員の受け入れ、ロ、専門家の派遣、ハ、機材の供与であり、これら3形態を単独或いは組み合せによって行うものである。各種形態のうちで上記3種類を組み合せ、技術協力計画の立案から実施までを一貫して計画的かつ総合的に行うものをプロジェクト方式技術協力と呼んでいる。このプロジェクト方式技術協力は、相手国の開発計画への参加を通じ、相手国の技術者等に対し技術の移転を図ることを目的とするものであり、相手国に拠点を設け数カ年にわたり技術協力をを行う。この協力のため事業団は各種調査チームの派遣、専門家の派遣、機材の供与及び研修員の受け入れを効果的かつ有機的に組み合せて実施している。

他方、開発途上国は、プロジェクトの拠点となる土地、建物、施設等（わが国無償資金協力により建設する場合もある）の準備、カウンターパートの提供及び運営費等のローカルコストを負担し、相互に協力してプロジェクトを運営する。プロジェクト方式技術協力においては数カ年にわたり人的にも金額的にもかなりの規模の協力を展開する関係上、事前に相互の間で実施につき十分な合意がなされていることが不可欠である。このため、通常は政府間協定あるいは事業団調査チームと相手国当該機関との間で討議議事録（Record of Discussions R/D）が署名される。

(2) プロジェクト方式技術協力の形態

イ、協力分野

プロジェクト方式技術協力は、現在、次の5つの事業分野で実施されており、各事業とも、人材養成、技術普及、研究開発の3機能を有している。

(イ) 社会開発協力事業（昭和32年開始、平成元年技術協力センター事業を名称変更）

科学技術、高等教育、労働、運輸、交通、建設、通信、放送等の社会インフラストラクチャー整備に必要な分野及び、環境保全、地震防災等の分野において協力を実施。A S E A N域内における各国相互の協力関係に着目したA S E A N科学技術協力、全世界的規模で対応が迫られている地球環境問題（防災を含む）への取り組みとして、環境・防災技術研究開発協力ネットワーク事業も本事業にて実施。

(ウ) 保健医療協力事業（昭和41年開始）

医師・看護婦の養成、熱帯感染症等の研究、臨床医療技術、地域保健、地域医療対策、医療品製造技術。

(エ) 人口家族計画協力事業（昭和55年開始）

家族計画従事者の養成、母子保健・成人教育等を通じての開発途上国の人ロ増加抑制。

(オ) 農林業協力事業（昭和42年開始）

農業・林業・畜産業・水産業における技術者・普及員等の育成、食糧増産、地方農村開発、研究・技術開発。

(カ) 産業開発協力事業（昭和42年開始、昭和53年名称等変更）

中小地場産業を中心とした産業の開発、育成、振興及びそのための研究開発技術の普及、人材の養成、並びに品質管理、工業標準化等のソフト分野に係る協力を実施。また、発展途上国における環境と調和のとれた開発を図るため、積極的に環境保全技術の移転も実施。

ロ. 無償資金協力との連携

プロジェクトの内容によっては、先方の資金面での制約のため、わが方の無償資金協力により建物、施設等の手当を行うケースが近年増加している。このような場合には、プロジェクトの全体計画を策定する段階で事前調査を同時に実施するなど、両事業の連携が十分にとれるよう配慮している。

(3) プロジェクト方式技術協力の仕組み

イ. 案件発掘

プロジェクト方式技術協力は、政府ベース技術協力の一環として、相手国からの正式要請が受理された段階から具体的な手続きが開始される。しかし、相手国の要請を待つだけでなく、実際には相手国のニーズを的確に把握し、優良プロジェクトを発掘するため、在外公館、事業団在外事務所等を通じて、毎年4月頃定期的に要望調査を行って予算要求に反映するとともに、必要に応じ、基礎調査団を派遣する等の努力を行っている。

要請案件の中から選定された案件を対象として、

- (イ) そのプロジェクトが国家開発計画の中でどのように位置付けられているか、
- (ロ) プロジェクトの目標が明確であり、相手国政府から自ら積極的に対応しうるものであるか等をポイントとして、協力の可否ならびに計画立案に資する資料収集等を目的として、事前調査団を派遣する。また、必要に応じ、長期調査員を派遣し、補足的データの入手を図る。

四、実施協議

事前調査に基づき、プロジェクトとして実施し得るめどがついた段階で、実施協議チームを派遣する。調査団は、相手国関係者と協力内容について協議し、その結果を討議議事録（R/D）として、また、具体的協力活動を、暫定実施計画（TIP）としてとりまとめ、署名する。

ハ、実施段階

R/Dの署名により実施段階に入るが、相手国の受け入れ準備に並行して、日本から必要に応じ、短期の専門家を派遣して実施設計等実施にかかる準備を行う場合がある。日本国内においては、関係各機関により国内協力体制の確立、専門家人選、派遣前専門家の研修、供与機材選定、テキスト等教材作成、視聴覚教材作成、研修員（カウンターパート）受け入れ等の準備を行う。実施に当って、個別の技術協力と同様の手続きで、専門家派遣、機材の供与、研修員の受け入れを具体的活動計画に沿って効果的に実施し、目標の実現に努める。プロジェクトが相手国に引き継がれ自立的に運営し得る段階に至るまでには、予測し得ない事態が発生することも多く、これらに対応して応急対策費、プロジェクト基盤整備費、中堅技術者養成対策費等の活用を図るとともに、本部より派遣される計画打合チーム、巡回指導チームと十分協議しつつ具体的活動計画を修正する等積極的かつ柔軟な対応をすることが望まれる。

二、終了時評価

プロジェクト方式技術協力については、その終了の段階で必ず終了時評価調査を行い、プロジェクトの目的達成度、効果、効率性、計画の妥当性、自立発展性等について把握する。

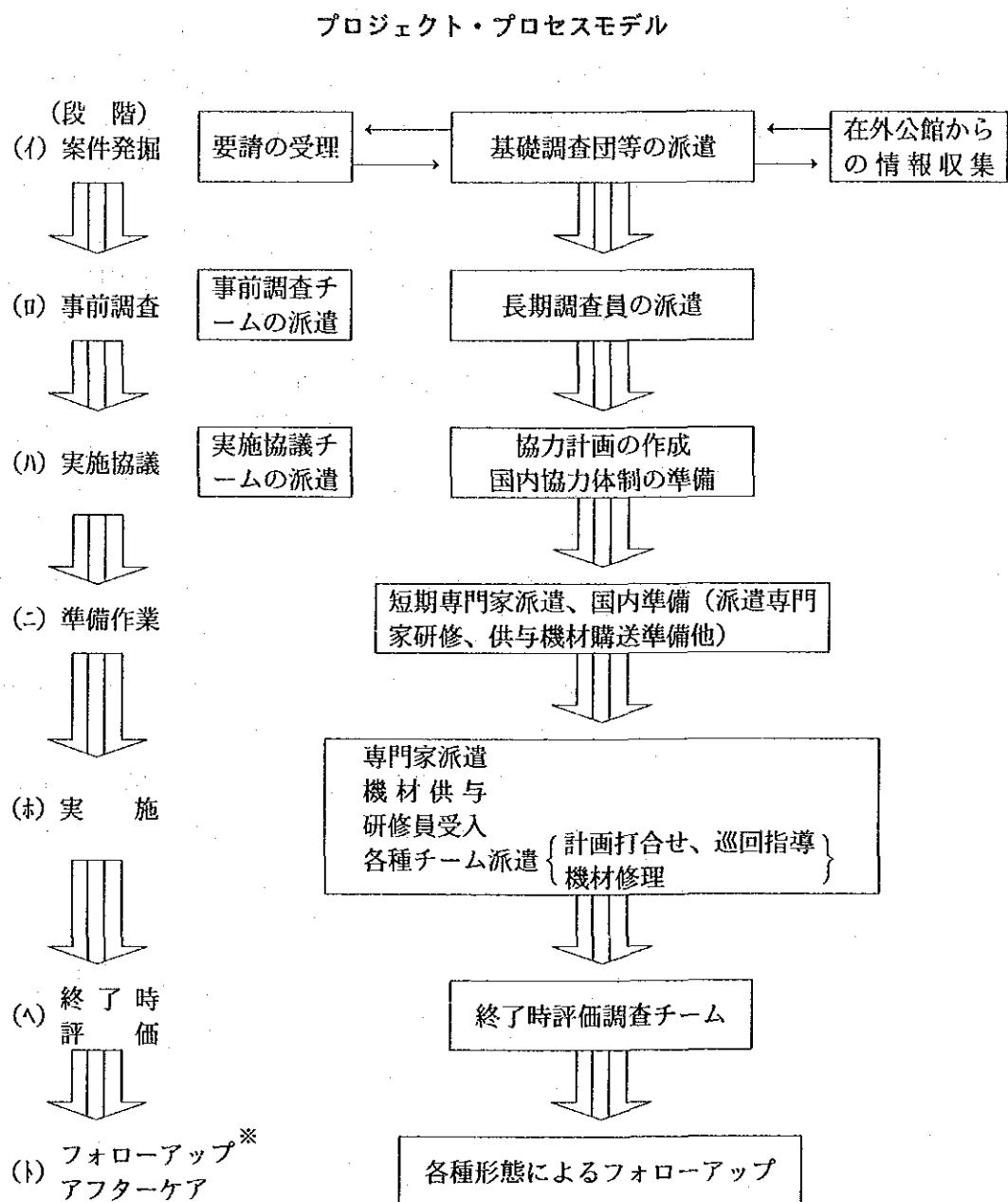
ホ、フォロー・アップ

終了時評価の結果、必要とされる場合はプロジェクトの協力期間の延長を行う場合と、当初の協力目標を実施していない分野を中心に、機材供与、短期専門家派遣、カウンターパートの訓練等1～2年間のフォロー・アップ協力を行うことがある。

ヘ、アフター・ケア

協力終了後、3年以上経過し、自助努力の成果が見られるプロジェクトにつき、調査、スペアパーツ等小額の機材供与及び短期専門家の派遣により、アフターケアを行うこと

がある。



* フォローアップ………終了後3年以内
アフターケア………終了後3年以上を経過

9. 無償資金協力事業

(1) 無償資金協力と事業団とのかかわり

無償資金協力は、事業団の実施する技術協力とともに二国間贈与の一翼を担っており、開発途上国に返済義務を課さないで資金を供与するもので、外務省が直接所管して実施しているが、事業団はその円滑かつ効果的な実施のために、イ. 無償資金協力案件実施の取組め、即ち交換公文（E／N）締結前に行う基本設計調査、ロ. E／N締結後に行う実施促進業務を担当している。なお、事業団が担当する分野は一般無償、水産無償に限られていたが、実施促進業務については昭和59年度より、基本設計調査については昭和60年度より食糧増産援助をも担当することとなった。

実施促進業務で事業団が関与する無償資金協力案件は、昭和53年4月28日に、本業務が外務省より事業団に移管されるにあたり「技術協力又はこれに密接な関連を有する事業のための施設の整備」に関連するものとされたが、近年、事業団が担当する案件の比率は著しく増大している。

無償資金協力は、医療保健、教育、研究等の施設・設備の建設、整備を行うもので、これら施設・設備はわが国の実施する技術協力の拠点ともなり、また、技術協力の効率的実施をサポートする場合も多くみられる。以上のことから、わが国政府ベースの技術協力を担当する事業団が、無償資金協力の一端をも負うこととなり、両協力の計画策定時から有機的な連携をもって協力を実施することは、無償資金協力により建設、整備される施設、設備の機能を一段と發揮させ、両協力の効果をより高めることと期待されており、最近では案件選定時から両協力が合同で作業を進める案件が増加している。

(2) 基本設計調査

無償資金協力の実施は、開発途上国からの要請に応えて、日本国政府がその要請内容を

イ. 無償資金協力として実施することの妥当性、有効性

ロ. 計画内容や最適規模についての技術的妥当性

といった観点から審査、検討して行われるものであるが、多くの開発途上国においては計画作成についての技術不足や日本の無償資金協力についての理解不足から、日本政府がその内容を評価、検討するに充分な要請書を準備、提出できないという問題がある。このため、外務省は在外公館を通じて提出された要請案件について、地域・国別配分、協力分野の是非といった政策的判断により無償資金協力の候補案件を選定し、その中で要請書のみで前述したような審査・検討を加え難い案件について事業団に基本設計調査の実施を指示することとなる。

事業団では、調査指示のあった案件について開発途上国からの要請書の内容を検討し、計画の背景や要請の意図等に不明の点が多い場合には、主として関係省庁及び事業団からなる調査團を派遣し、事前調査を実施し、計画の背景、内容等を明確にし、相手国と協議

して基本設計調査のスコープを決定する。

要請書の検討により直ちに基本設計調査にかかることのできる場合、事前調査の結果、基本設計調査の実施が適当であるとの結論が得られた案件については、事業団がコンサルタントを含む基本設計調査団（本格調査）を派遣する。本調査団は現地調査に先立ち既存資料、情報の収集及び解析から調査方針、調査方法等を検討し、関係者（関係省庁や必要な場合は、事業団技術協力担当部等）の確認を得る。現地調査では開発途上国関係者との協議、計画予定地及び周辺地域のサイト調査、関連施設の調査、基本設計作業に必要な資料収集等を実施する。帰国後、調査団は現地調査の結果に基づき、計画内容を整理し、計画の意義、効果等を明確にするとともに、同計画を無償資金協力により実施する場合に適切と考えられる施設、機材の内容、規模等を検討し、更には計画の実施に必要な事業費の積算を行う。また、必要な場合にはドラフトレポートを携行し、相手国側と詳細について協議、確認するための報告書説明チームを派遣する。

以上のようにしてとりまとめられた基本設計報告書には、事業団より日本政府（外務省）及び相手国政府に提出される。

なお基本設計調査に至らない案件については国内において資機材等調査（要すれば現地確認調査）を行いE／N協議のための資料を作成する。

(3) 交換公文（E／N）の署名

双方政府は、本報告書に基づいて、国内で必要な手続（日本側では大蔵省協議、閣議決定、相手国側では実施機関、担当部局の決定、必要な予算手当等）を行い、交換公文（Exchange of Note E／N）を署名する。

(4) 実施促進業務

E／N署名後、外務省より実施促進の指示が行われる。無償資金協力の実施は相手国政府とわが国法人との間で締結される契約に基づき進められるが、限られた期限内に公正かつ迅速に支障なく完了させるために、先にも述べたように「技術協力と密接な関連を有する施設の整備（必要資材の調達を含む）」を目的とする無償資金協力については、無償資金協力の調達ガイドライン（Guidelines for Procurement under the Japanese Grant）に基づき事業団が実施促進業務を担当することとなっており、個別案件ごとに外務省より指示を受ける業務の内容は次のようなものである。

- イ. 契約の締結促進のための調査（無償資金協力の仕組み手順の説明、実施スケジュールの協議、コンサルタント、実施業者選定に係る連絡・調整等）
- ロ. 入札・契約・計画実施に関する関係者への指導・助言（入札図書、入札結果等のチェック、契約書認証前審査等）
- ハ. 契約の実施状況調査（契約の実施状況、工期、先方負担事項の実施状況等の調査、問題点の協議等）

二、下規模案件等については施設完了直後、終了時評価を行う。

(5) フォローアップ協力

また、事業団は協力実施後において供与施設や機材が有効に活用されているかどうか、あるいは機材の補修等の必要性の有無を調査するためにフォローアップ調査を実施している。本調査の結果により機材の修理、施設の修復等の必要性が判明した場合（専門家や在外事務所からの情報も考慮）、その修理を実施したり、スペアパーツ等の追加供与を行ったりしている。更に必要な場合には技術協力とも連携し、専門家の派遣や研修員の受け入れ等きめ細かな対応を行うことにより、当該プログラムの再活性化に努めている。

10. 青年海外協力隊事業

(1) 協力隊の意義

青年海外協力隊の活動は、「開発途上地域の住民と一体となって当該地域の経済及び社会の発展に協力する」ことを目的としている（事業団法第21条第1項第2号）。開発途上有る国々の一般民衆と、職場活動と日常生活をともにすることによって、かれらの言語で語り、かれらの心情を理解し、かれらの社会のルールとリズムを尊重しながら、かれらの自助努力の道に力を添えるものである。

この活動を実行するのは、開発途上国の国づくりに、見返りを求めず、自分の持てる力量を注ぎたいと自ら志望して参加する青年であって、協力隊の仕事が海外ボランティア活動であると言われているゆえんがそこにある。協力隊の事業は、このような青年の海外協力活動を、国が「促進し、及び助長する」（事業団法）、換言すれば、国及び国民がこのような活動を“支援”しようとするものである。

協力隊員の派遣に先立って、事業団と個々の隊員との間で署名押印する「青年海外協力隊隊員の海外活動に関する合意書」は、以上の趣旨を踏まえて、その前文に次のように記述して、相互の関係を明確にしている。

- イ. 隊員は、この海外協力活動の現地での実行者であり、
- ロ. 国は、隊員の活動を促進、助長するための業務を行い国民各層の隊員に対する支援活動を促進する立場にあり、
- ハ. 事業団（直接には青年海外協力隊事務局）は、わが国政府と各受入国政府との間の協力隊派遣取締（交換公文による）に基づいて、国、国民の支援の促進を具体的に実施する責任をもつ機関である。

協力隊の現地での協力活動は、教育、スポーツ指導等文化協力の分野も含め、広い意味の技術協力にはかならないが、隊員が通常2年間、現地住民と一体となって協力活動・現地生活を進めていくこと自体国際的な人間交流でありつか青年の人間形成にもつながるのである。したがって協力隊事業及び参加して活動する隊員に対する支援は、都

道府県を始め地方公共団体、民間団体がそれぞれの立場で計画し実行しているものであり、このような国民的基盤の上に立ち、その基盤を拡げ固めていくことが、協力隊事業の進展にとって大きな要件になっている。

(2) 協力隊の発足

青年海外協力隊が発足したのは1965年（昭和40年）4月20日である。その5年前に米国の平和部隊が設立されているが、その前後から官民各界で日本の青年を海外に派遣して、新しい国づくりに寄与しようという計画が論議されてきた。数年にわたる論議が結実して、外務省所管のもとに当時の海外技術協力事業団が國から委託を受けて協力隊事業を実施することになったが、発足に至る経緯から、この事業は技術協力か青年運動か、との議論が続けられてきた。1974年（昭和49年）8月に国際協力事業団が発足して、協力隊事業は明確に法文化された。

米国の平和部隊（アメリカ・ピース・コー）との類似や比較が、しばしば語られるが、仕組みの上の幾多の類似点にもかかわらず、決定的に異なるのは次の諸点である。

イ. ピース・コーは三つの目的（Goals）の一つに途上国民衆の間の米国人についての理解増進を掲げている。（逆に米国民の間の途上国人の理解増進も掲げている）

ロ. 米国の政治・生活様式の宣伝に傾斜した苦い経験があったが、協力隊には皆無。むしろ現地への溶込みに定評を得ている。

ハ. ピース・コーの過半（国によっては8割以上）は教育の分野、特に初中等高等学校の英語の先生始め教員隊員をもって占め、文科系出身の青年が多数を占める。協力隊は技術技能の経験・適格者が主軸をなしている。

二. 協力隊は満20才～39才の青年が参加者。ピース・コーは18才以上で年齢制限はなく、老年夫婦の隊員もまれではない。

換言すればこれらの諸点—ひとえに途上国ため、政治的に無色中立、技術・技能をもつ経験者で若いながらもその道のプロ、つまりところ青年の海外協力—が、協力隊の特色となっている。

(3) 協力隊業務の仕組み

協力隊の業務は年間スケジュールに基づいて春募集と秋募集の年に2回の全国公募をもって始まる。

その順序は

イ. 受入要請のとりまとめ（3月末と9月末）

ロ. 募集（春=4～5月と秋=10～11月）

ハ. 選考

(ア) 1次試験（筆記）は各都道府県において（6月中旬と12月中旬）

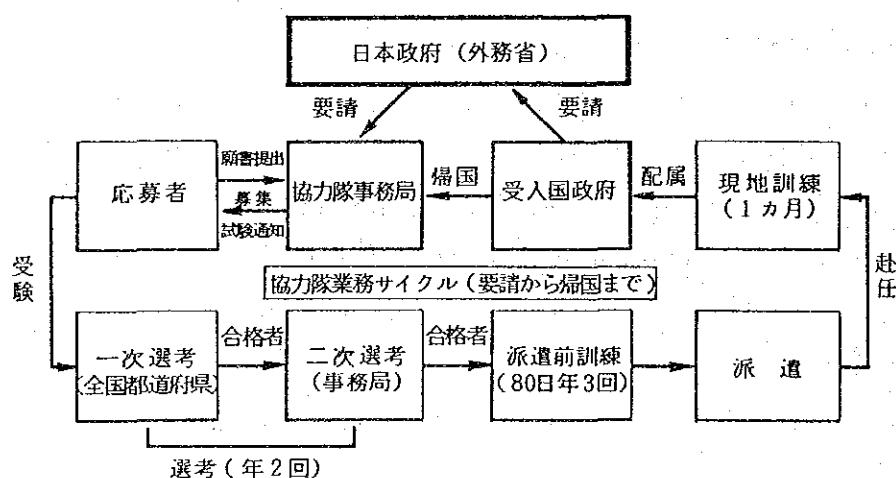
(シ) 2次試験（面接）は東京に1次試験合格者を集めて（7月下旬と2月上旬）

二. 派遣前訓練 — 約3ヵ月間。東京・広尾の訓練所ではアフリカ、大洋州、中国に派遣される候補生が、長野県駒ヶ根訓練所では中国を除くアジア、中近東、東欧、中南米の国々（仏語、西語その他現地語）に派遣される候補生が各々合宿制により訓練。

ホ. 派遣 — 訓練終了者を年3回に分けて2年間

この流れを表示及び図示すると、次のようになる。

区分 年次隊	募集期間	1次試験 (筆記)	2次試験 (面接)	訓練開始	訓練終了	派遣
春の募集	4月15日～ 5月31日 締切5月31日	6月中旬 の日曜日	7月下旬	1次隊	4月中旬	7月上旬
				2次隊	9月上旬	11月中旬
秋の募集	10月15日～ 11月30日 締切11月30日	12月中旬 の日曜日	2月上旬	3次隊	1月上旬	3月中旬
						3月下旬



春、秋の募集期には、全国規模で多彩な募集広報、啓発活動、行事（応募説明会）が展開されるが、選考、訓練、派遣を通じて、志望し参加する青年の個別識別に努めており、したがって最も力点を置いているのは応募相談である。応募相談には、現地活動体験者である帰国隊員の協力、参加が貴重有益である。

選考に当たっては、受け入れ国側の要請に応え得る技術・技能の持主であることが前提であるが、次に掲げる適性を基準（青年海外協力隊事業実施要綱による）にして、人物を重視している。

- (I) 厳しい生活条件の下で健康を維持し得る肉体的抵抗力
 - (II) 異民族社会における人間の行動様式を観察し理解し得る文化的素養
 - (III) このような人間集団を前提として物を考えることのできる思考の彈力性
 - (IV) 事実を説明し自己の考え方を理解させ得る表現力と説得力
 - (V) 協力活動の途中で挫折することなく種々の困難を克服するに必要な持続する情熱
- 派遣前訓練は、協力隊事業の本質にかんがみ、かつ、協力活動の展開、充実のために
- (I) ボランティア性を深化させること、及び
 - (II) 現地活動上の適切を高めること

を目的とし、上記の“適性”に留意して企画実施している。

これによって成長の過程にある青年たる隊員を、赴任してのち職場活動はもちろん、生活一般の上でも、現地社会の体質を生かして、その発展段階に即した改良、開発の方途を現地民衆とともに考究できるというボランティア像に近づけることを可能にしようとするものである。

(4) 協力隊員の待遇等

隊員の海外手当について、その趣旨を記すと次のとおりである。

協力隊の仕事は海外ボランティア活動であると言い、現に協力隊の英文呼称は J O C V - Japan Overseas Cooperation Volunteers である。純粹な意味からボランティアと言えば、みずからの余力を使って社会のために活動するものであるから、無償奉仕であることはもちろん、私費を投じて持出しになってでもやると言うのが本来の姿であろう。しかし折角、開発途上国のためにすることをしたい、役立ちたいと、進んで希望する青年がいるのであるから、そんな極端なことは言わないで現地に行き来する経費、現地生活の実費ぐらいは、国、国民が負担しよう、というのが協力隊の海外手当の考え方である。

往復旅費のほか、海外手当（270～700米ドルの現地生活費と、別に必要に応じて住居費）を支給しているのは、この趣旨からであって、海外手当は、給料でも報酬でもない。報酬ではないために、大学卒でも高校卒でも、39才でも21才でも、任地が同じ地域であるならば、現地生活費は完全に同額にしている。また、海外手当は、毎年それぞれの国の物価及び為替レートに基づき改定されるので受け入れ国の人と同じ生活レベルで暮らすために充分な手当は支給されることになる。

また前記住居費は現地の住居事情から、住居の提供を受け得ない隊員に対して、各国ごとに上限額を設けてその範囲内での実費を負担するものである。受け入れ国によっては下宿方式をとって現地への溶込みに効果を發揮している。

派遣に当たって、勤務先から休職等身分措置を得た隊員については「所属先に対する人件費補てん」（直接及び間接人件費の補てん）が実施されるが、それ以外の大部分の隊員には、国内積立金が適用され、毎月の積立金が帰国時に、いわゆる社会復帰資金として一括支給される。これらは派遣前訓練の開始時から活動期間終了後1カ月まで継続する。

休職参加者の復職は別として、帰国隊員の就職、再就職を始めとする進路相談について、協力隊事務局は、業務の一環として担当している。就職の情報・世話活動をほかに、海外志望の帰国隊員に対しては、シニア隊員制度の適用、専門家派遣、各種研修、留学制度への推薦等多面的に対応している。

また、不幸にして傷病・死亡に陥った隊員に対しては、任国派遣期間中の業務上の災害及び通勤途上の災害には、労働者災害補償保険特別加入制度、派遣前訓練期間中の業務上の災害及び任国への赴帰途上の災害には、災害補償制度、業務外には「共済給付」制度をもって対処し、重傷病については協力隊顧問医の助言に基づいて、療養のための一時帰国を指示する等、「健康であるときは厳しく、災害を受けたときは手厚く」という考え方で立って対処している。

11. 開発協力事業

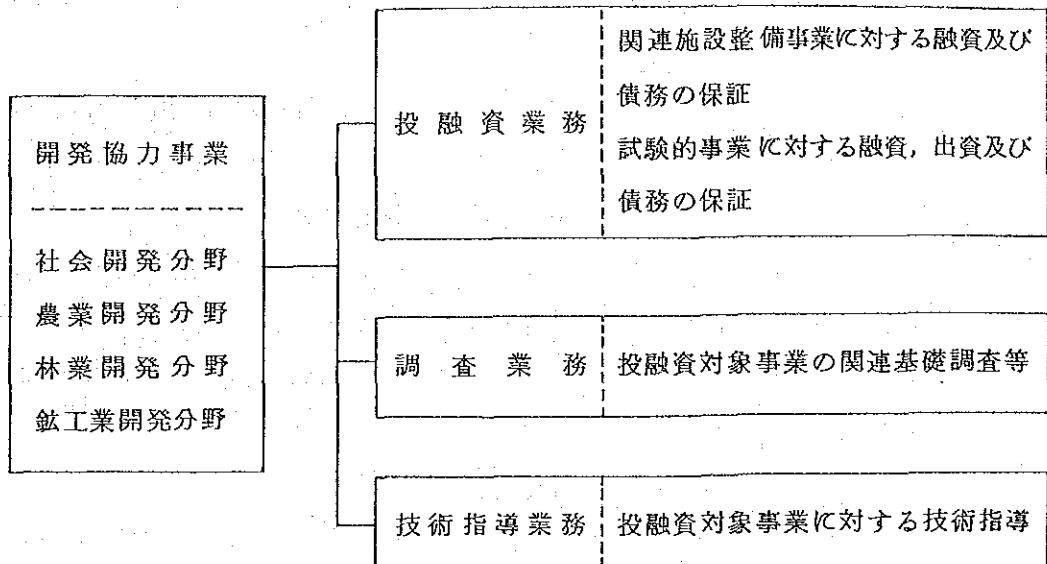
(1) 開発協力事業の概要

開発協力事業は、わが国の民間企業が開発途上地域等で行う各種の開発事業のうち、社会の開発、農林業及び鉱工業の開発にかかるプロジェクトを対象としている。事業の主な目的は、リスク、収益性、技術的問題等の理由により、日本輸出入銀行及び海外経済協力基金等から資金の借入れが困難なものについて、よりソフトな条件の資金を供給するとともに、技術提供を行い、事業の円滑な実施を図ることである。

この事業の特色は、政府がわが国の民間企業が実施しているプロジェクトを媒介として、開発途上国に対し支援を行うことであり、いわば、開発途上国に対する政府ベース協力との連携を強化するという使命を担った事業である。

(2) 開発協力事業の仕組み

開発協力事業は、開発投融資業務と調査・技術指導業務によって構成され、開発投融資業務の資金供給の対象は、関連施設整備事業と試験的事業に大別される。（その仕組みを図に示すと、次のとおりである。）



イ. 関連施設整備事業

開発途上地域等における民間プロジェクトの実施に附隨して必要となる周辺の環境整備（関連施設設備）事業のうち、企業自身にも必要であり、かつ周辺地域の住民の生活や福祉の向上に資する、公共性の高い施設を整備するための事業を指す。

具体的には、次のような施設が対象となる。

(イ) 公共施設であって、地域住民の生活や福祉の向上に寄与する施設

学校、病院、公民館、教会、寺院、役場、郵便局、消防施設等

(ロ) 企業の事業活動に必要な施設であるが、地域にも開放され、地域住民の便益に供される施設

道路、港湾施設、上下水道、集会所、職業訓練所、電気施設等

なお、関連施設整備事業に対する融資等は、本体となる開発事業に日本輸出入銀行、海外経済協力基金、当事業団、石油公団、金属鉱業事業団、農林中央金庫、商工組合中央金庫からの資金の供給があることが前提条件となっている。

具体例：

ミンダナオ島ヤシ油開発事業（フィリピン）：棧橋、消防施設

アサハンアルミニウム製錬開発事業（インドネシア）：港湾、道路、橋梁、町造り

ウルバノーバ宅地開発事業（ブラジル）：アクセス道路、環状道路

ウドン・クンパワビ製糖開発事業（タイ）：道路、井戸

バリクパパン林業開発事業（インドネシア）：道路、学校、病院

ロ. 試験的事業

開発事業のうち、試験的に行われる事業であって、事業実施に必要なデータを不足して

いるためリスクが高く、技術の改良または開発と一体として行わなければ、その達成が困難な事業を指す。

農業分野の栽培試験、家畜等の飼育試験、林業分野の造林試験、未利用樹加工試験、鉱業分野の軽石、原料炭、焼鉱石、岩塩などの開発、採掘、選鉱、製錬、社会開発分野の低価格住宅の建設、特殊地盤地域の土地造成事業等、多岐にわたっている。

なお、鉱工業のうち、石油（オイルサンド及びオイルシェールを含む）、可燃性天然ガス、金属鉱物にかかる鉱業ならびに工業については、石油公団・金属鉱業事業団の支援制度があることや、工業は立地的にみて地域差がなく試験的事業に該当する事例が乏しいこと等により、試験的事業の対象から除かれている。

具体的：

マダン試験的造林事業（パプア・ニューギニア）：パルプチップ用材の造林樹種開発

アラスアサン試験的造林事業（フィリピン）：未利用地での試験造林

日伯農業開発協力事業（ブラジル）：セラード地域における基幹作物（とうもろこし、大豆、ソルガム、小麦等）の試験栽培

タイ国とうもろこし開発事業（タイ）：日—タイ農協の協力によるとうもろこし
増産

ジャワ薬草開発事業（インドネシア）：熱帯薬草植物の試験栽培

高濃度石炭水スラリー試験的事業（中国）：石炭の重油状液体化

ハ. 調査・技術指導業務

先に述べた関連施設整備事業、試験的事業等に必要な調査と技術指導を行うことである。さらに、それらに支障のない範囲内で、開発事業に従事する本邦法人からの要請に基づいて、その事業に必要な技術指導を行うこともできる。

(イ) 調査

開発の規模、政策面での重要性に応じて、開発基礎調査・投融資審査等調査などがあり、技術的妥当性や経済協力効果等を確認する。

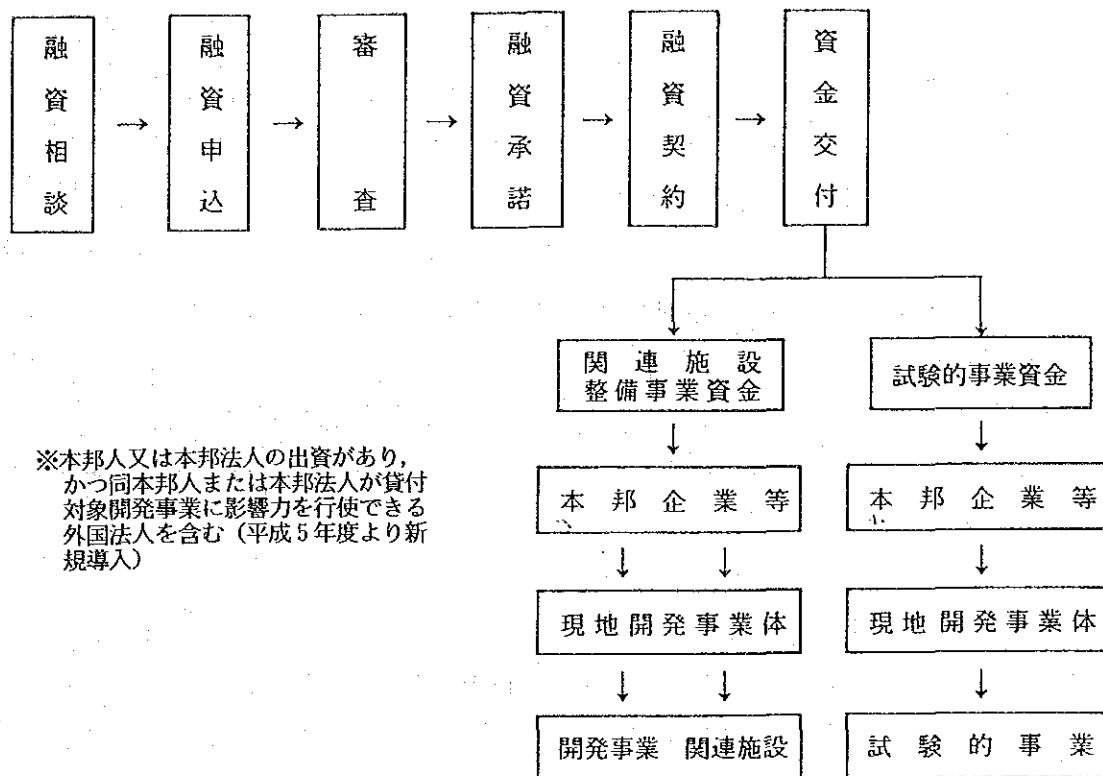
(ロ) 技術指導

開発事業等に従事する現地側の技術者の本邦への受け入れ研修と、技術指導のための日本人専門家の派遣を行う。

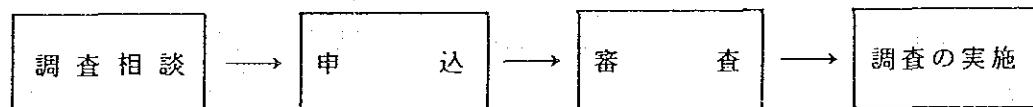
二. 開発協力事業の手続きの流れ

手続の流れを図にすれば次のようになる。

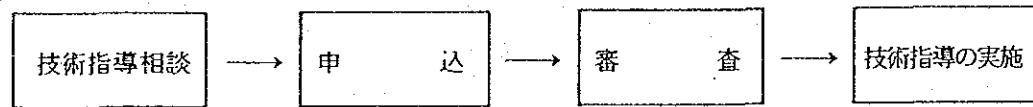
投融資業務



調査業務



技術指導業務



なお、技術指導業務のために派遣する専門家経費、研修員受入経費等については、その性格に応じて、受益企業から一部経費の徴収を行う方式となっている。

12. 海外移住事業

(1) 移住事業の意義

イ. 移住者・日系人の現状

現在、北米および中南米等に居住する日本人移住者および日系人の数は約216万人と推定される。これらの移住者および日系人は全体的にみて、それぞれの移住先国に深く根を下ろし、安定した生活を営んでいる。

また、これらの人々は、海外移住120余年の歴史を土台に農業・工業・商業・政治・経済・文化などのあらゆる分野に進出し、居住国社会の良き市民として活躍している。さらに、ペルーのフジモリ大統領はじめ、その他アメリカやブラジルなどで、閣僚や州知事、国会議員、外交官など社会の中核で活躍する人たちも出ている。

移住者と日系人の地域分布は、北米地域に約80万人、中南米地域等に約136万人となっている。

ロ. 国際協力の一環としての意義

海外移住は、本来、個人が自己の責任のもとに自己の発展と幸福追及の手段として選択するひとつの道、生き方である。他方、移住先国で活躍することは、その国の発展に寄与することとなり、結果的には国際協力の一環として大きな意義を持つものである。このような移住先国への貢献は、日本および日本人への国際的信頼を高めることにもなり、移住先国と日本との友好関係や対日理解の増進にも寄与している。

また、事業団の国際協力事業の一環として、移住者・日系人に対する各種支援業務を通じ、移住者・日系人の居住国、居住地域の発展にも寄与することが、重要になっていく。

(2) 移住事業の概要

イ. 海外移住の情報提供

海外移住の意義や効果などについて、広く国民一般に対して情報の提供や相談・啓発を行うとともに、移住に関わる側面援助を実施している。

ロ. 海外開発青年制度

海外開発青年は、移住意欲を持った青年を対象とする制度で、中南米諸国で主に日系の受入機関と3年間の雇用契約を結んで活動する体験移住の制度である。海外開発青年の活動は、(イ) 受け入れ機関の充実・活性化のための支援活動、(ロ) 定着の可能性を自ら判断するための現地体験活動、というふたつの目的を持っている。

ハ. 人材育成

中南米諸国等の移住者およびその子弟を日本に招き、その人々が属する地域の発展に必要な職業や技術などの分野について、技術・知識の習得を目的として各種の研修制度を実施している。

二、専門家の海外派遣

移住地・日系社会が必要としている公益的事業の実施において、人材不足の分野（医療・農業技術・日本語教育・社会福祉など）に対し、専門家を派遣して事業の推進を支援している。

ホ. 海外での援護業務

中南米諸国はその多くが開発途上にあり、移住先によっては生活環境が十分に整備されていないため、当事業団はこのような地域に居住している移住者に対し、居住先国の施策を補完して、道路・電化などのインフラ整備、農業技術の普及、子弟の教育、医療衛生などの支援を行い、移住者の定着安定と自立達成への支援に努めている。

ヘ. 融資事業

移住者のために事業資金などの融資を行い、移住者の自立を援助している。

(3) 海外開発青年

イ. 現地社会への支援奉仕

海外開発青年事業は、主として中南米諸国で、日本人移住者やその子弟の生活の向上に深く関わっている現地の公的機関および日系社会の中核的存在である自治体・農協、その他の団体が必要としている技術・技能を持つわが国の優秀な青年（高等学校卒またはこれと同等以上の学力を有する20歳以上35歳以下）で海外移住に関心を有する者を日本国内で選抜して派遣する制度である。

ロ. 海外開発青年制度の目的

この制度は次のふたつを目的とする。

- (イ) 現地での3年間の体験を通じて、現地社会に関する知識を深めることにより、自分の将来の移住のための基盤づくりをする。
- (ロ) 優秀な技術・技能を持った青年が、3年間、国際協力事業団の指定する現地の団体などで活動することにより、移住者やその子弟の生活向上、地域社会の発展に貢献する。

つまり、青年移住希望者の体験移住と現地地域社会の発展・開発のための奉仕的活動、というふたつの目的を持って実施されているのがこの制度です。なお、活動期間3年経過後、現地へ定着するかどうかは青年自身が選択することになっている。

ハ. 送出部門

海外開発青年の業種は受け入れ機関の要望により年度ごとに変わりますが、農林水産、工業技術、教育・文化、医療・福祉、商業の5つの分野にわたっている。

二、渡航費・生活費などの負担

海外開発青年の現地への渡航費は事業団が負担し、現地での生活費や住居費も一定額が保証される。さらに、将来の現地への定着・移住に備えて、国内で自立創業資金の積

み立てが行われるなどの待遇が与えられる。

(4) 人材育成

中南米地域などの移住先国への移住者援助事業の一環として、移住者とその子弟また日系人を日本に招き、その人々が所属する地域の発展に必要な職業・技術などの分野について、技術や知識を修得してもらうことを目的に各種の研修制度を実施している。研修コースは、若い人たちを対象として各種の職業分野にまたがる一般技術研修から、専門分野の研修、さらには先進技術を研究するハイレベルな研究者向け研修に至るまで広い範囲にわたっている。

これらの研修制度は、参加希望者が所属団体などの推薦のもとに当事業団に応募、選考されるしくみとなっている。この研修制度の成果として、研修を終えた人々が、帰国後、それぞれの地域社会の発展の中核あるいはリーダー的役割を果たすことが期待されるとともに、日本との友好・交流を促進し、国際協力事業へ参画することなどが望まれている。

各研修コースは、以下のような趣旨・目的のもとに運営されている。

イ. 移住者子弟一般技術研修

移住者子弟等の属する地域社会の発展に必要とされる職業に従事する意志があり、将来青年リーダーもしくは中堅指導者となり得る人材の育成を図る。

ロ. 移住者子弟上級技術研修

将来高度の専門知識が必要な職業分野に携わる移住者子弟に先端技術・知識を修得してもらうことにより、その属する地域社会の発展に寄与し得る人材の育成を図る。

ハ. 医師研修

移住者等の属する地域社会において医療に携わる現地医師の育成を図る。

二. 日本語教師研修

移住者子弟などに対する日本語教育普及のため、現地で日本語教師として奉職している人を対象に、日本語教育の理論・教授方法・教材開発手法などを修得してもらうことにより、日本語教師としてのレベルアップを図る。

ホ. 中堅移住者技術向上研修

日系団体等の中堅職員に先進技術、知識を修得してもらうことにより、団体およびその移住者などの属する地域社会の活性化に寄与し得る人材の育成を図る。

ヘ. 日本語学校生徒研修

日本語を学ぶ移住者子弟を対象に、体験入学・見学・ホームステイなどを通じ、日本語とその背景となる文化・歴史・社会事情などを学んでもらうことにより、日本に対する理解を深め、日本語能力を高める。

ト. 日系人研究者研修

教育・研究機関などの研究者に先進技術等を研究してもらうことを通じ、日系人の地

位向上をはかり、あわせて居住国および移住者などの属する地域社会の発展に貢献する人材の育成を図る。

(5) 専門家派遣及び援護業務等

中南米諸国に居住している移住者に対する生活安定・生活環境整備上の援護、また、移住者の子孫である日系人に対しては、日系人としての民族的・文化的アンデンティティーの保持と人材育成を主眼として、下記のような業務を実施している。

イ. 専門家派遣

移住者・日系人に対する支援事業を効果的に推進するために、専門家の派遣による人的な支援を実施している。具体的には、移住地診療所には医師を、農業試験場には各種の農業技術者を、日本語教育では日本語指導教師や移住シニア専門家の制度による日本語教師を派遣している。

このほか、移住シニア専門家制度では、日系社会の老齢化に伴い、社会福祉関係の専門家も派遣している。

ロ. 生活環境整備

移住地内の道路の改修・補修、移住地の電化などについて援助を行っている。

ハ. 農業者への相談指導

農家の営農の安定と振興を図るために、アルゼンティン、パラグアイ、ポリヴィアに農業試験場を設置し、農業に関する各種情報の収集伝達や、試験研究、農業技術の普及などを実行している。

ニ. 医療衛生対策

パラグアイ、ポリヴィアの奥地集団移住地に設置した診療所ならびに移住者団体が設置運営している医療機関の充実を図ることにより、移住者をはじめ地域住民の医療保健事業を支援している。また、その他の奥地に居住している移住者に対しては、現地医療機関に委託し、定期的に巡回診療を行っている。

ホ. 教育対策

奥地移住地の子弟教育の充実を図るために、校舎や教員宿舎の建設を行っています。また、都市には学生寮を建てて地方出身者に提供しています。日本語教育については、現地日本語教師に対する謝金を助成したり、教科書・教材・教具を送るなど、現地における日本語教育のレベルアップを図っている。

ヘ. 融資事業

移住後日の浅い移住者や自立後間もない若手農業者は、移住先国において現地金融機関の信用度が低く、また居住国の多くは金融制度の不備が多く、必要な営農資金などの融資を受けることが容易ではない。こうした人々の営農基盤確立、自立安定を図るために、事業団は営農資金などの融資援助を行うほか、商工業資金・住宅資金などの貸し付けも

行っている。

13. 災害援助等協力事業

(1) 災害援助等協力事業の意義

世界の各地域においては、地震、洪水等の大規模な自然災害が発生し、その度毎に被災地域においては、多数の生命が失われ、また、甚大な物的損害、伝染病の蔓延等の問題を引き起こし、その経済・社会の深刻な影響を与えている。

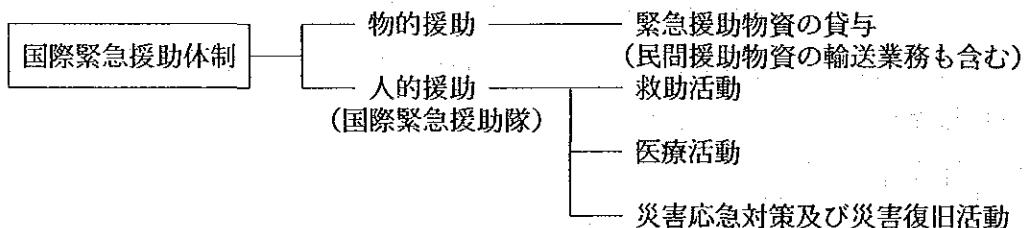
このため、被災国政府は被災者の援助活動に全力を挙げて取り組んではいるが、特に開発途上地域においては、災害の多発地帯であるにも拘らず、その経済・社会的基盤は脆弱であるが故に、十分な救援活動を行い得ないのが現状である。したがって国際社会が災害救援につき、人道的見地から協力をを行う必要が強く認識されている。

(2) 国際緊急援助隊法の制定

人員の派遣による我が国の国際緊急援助体制は、1982年の国際救急医療チーム設立、1987年の国際緊急援助隊法制定を通じ段階的に整備されてきており、1992年6月には、同法が改正され、自衛隊部隊等による国際緊急援助活動（医療、給水及び空輸）及び輸送活動も可能となり、援助体制が更に強化・整備された。

(3) 災害援助等協力事業の仕組み

海外の地域、特に開発途上地域における大規模な災害に対し、被災国又は国際機関の要請に応じ国際緊急援助活動を行うとともに緊急援助物資の供与を行う。このため成田、ワシントン、メキシコ、シンガポール、ピサに備蓄基地を設けている。又、医療活動のため医師、看護婦等の登録（J M T D R）を行っている。



14. 技術協力等の人材の養成・確保事業と国際協力総合研修所の業務

(1) 人材養成・確保の意義

技術協力は、「人から人」への全人格的な触れ合いを通じて技術を移転し、開発途上国の「人造り」に寄与するという意義と特徴をもった事業である。このため、協力活動に直接従事する「人」すなわち、十分な能力を豊富な経験をもった優秀な専門家を適切かつ十分に確保するとともに養成することが、技術協力を円滑にまた効果的に推進するために重要な要件となっている。

このため、事業団は設立に当たって、事業の柱として人材の確保（優秀な専門家を発掘

し確保する) 及び養成(専門家としての能力の向上を図るため研修及び関連諸事業を実施する)に取り組むこととし、事業団法第21条第1項第5号(第5号に掲げられていることから、通称5号業務といっている)に明示され、これに必要な各種の事業を行っている。

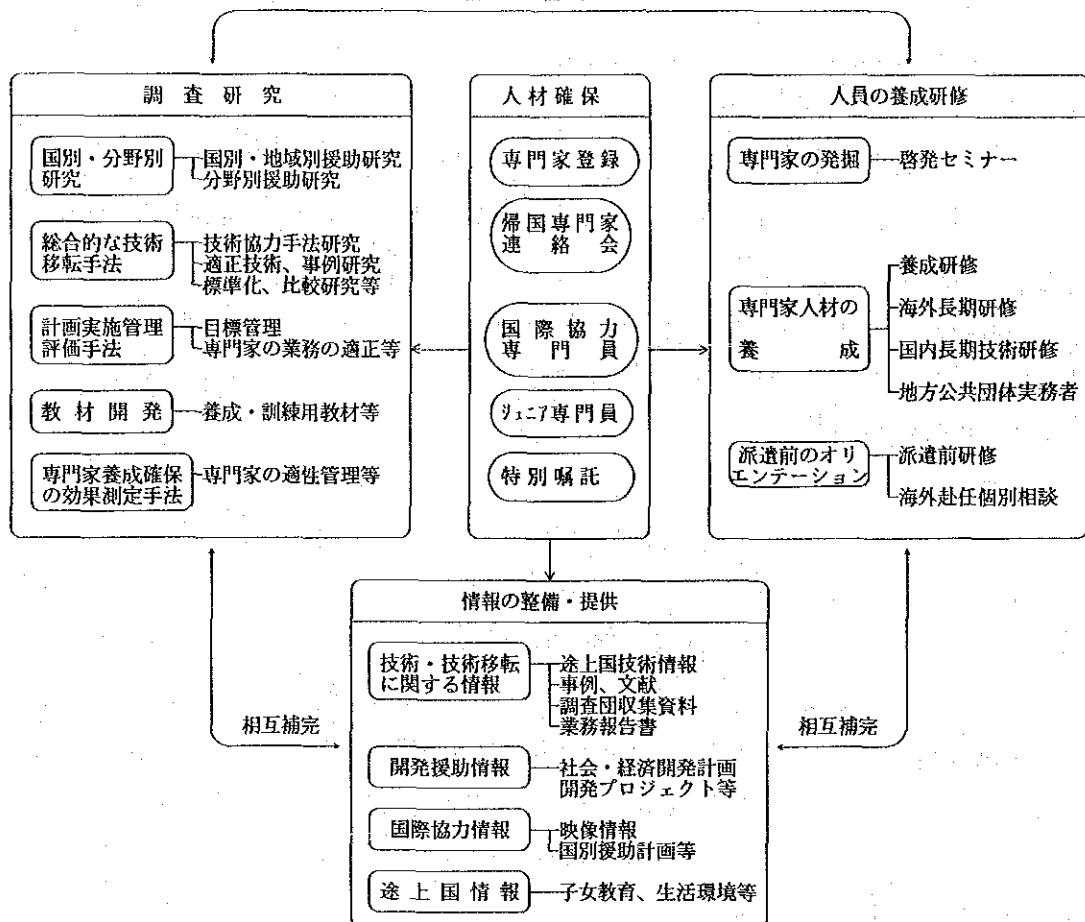
(2) 国際協力総合研修所の設立

従来より専門家の養成確保の問題は、技術協力の根幹にかかる重要事項として指摘されており、昭和55年より「技術協力専門家養成確保総合検討委員会」(小倉武一座長)及び同「専門委員会」(遠藤寛二委員長)を設置し、検討が行われた結果、本問題に対し組織的に対応することの必要性が提言された。事業団は、この提言を受けてその具体的な計画策定に着手し、昭和58年10月1日、国際協力総合研究所が事業団本部の付属機関として設立されるに至った。

国際協力総合研修所の業務は、国際協力専門員(国際的技術協力を専門とする者)を確保し、併せて技術協力等の業務遂行に必要な専門家等人員の養成研修ならびに技術移転に関する調査研究及び情報の整備・提供を行い、もって、専門家等人員の十分な養成確保と効果的な協力活動の促進を図り、効率的な国際協力の推進に資することを目的としている。したがって、『専門家の母港』、『技術移転に関する研究・情報センター』及び『内外関係機関とのネットワーク形成による交流・連携促進を図る』という三つの特徴ある機能をもった、技術協力の実施基盤を強化するための機関として発足した。その後、昭和63年度(1988年)に図書館を設置、また、国別分野別援助研究を開始し、平成3年度(1991年)には、受け入れ研修も実施することとなった。活動範囲はこれにとどまらず、事業団の全事業を対象に各種の調査研究や情報の整備、専門家に対する専門技術的な情報の提供、総合的な研修セミナー、国際会議の開催等を行っており、この意味で技術協力事業全体との密接な連携のもとに業務を遂行している。

国際協力総合研修所の業務活動

相互補完



(3) 人材の確保

イ. 國際協力専門員

技術協力専門家としての適性を有し、かつ、国際協力業務に専従することを志向する者を事業団直属の専門家として確保するもので、開発途上地域及び国内において技術協力活動の中核として活用し、国際協力の効率的推進に資するものである。海外においては、高級顧問、プロジェクト・リーダー、一般専門家、調査団長、調査団員、企画調査員等の業務に当たり、国内においては、調査研究、養成研修指導、研修員受け入れ研修指導、作業監理委員、技術的助言、派遣専門家の後方支援、技術交流、国内啓発等の業務に当たっている。

ロ. ジュニア専門員

開発途上地域等において国際協力の経験がある青年海外協力隊員OB等有能な若い人材で、将来的にも専門家派遣などの国際協力に従事する意志のある人をジュニア専門員として3年間確保し、国際協力に係る知識や技術協力手法等の技術の向上、研鑽を図るために、国内、海外における実務研修を通じ、広く国際協力に携わる人材を養成するものである。

ハ. 特別嘱託

帰国専門家、その他の者で技術あるいは国別の専門分野及び語学等の能力に優れ、かつ新たに専門家として海外派遣が予定される者をあらかじめ確保（プール）し、派遣要請に対処している。委嘱期間中（原則1年以内）事業団業務への指導・助言、各種研修への参加、各種調査団への参加等の業務を委嘱している。

ニ. 専門技術嘱託

技術協力事業の効果的かつ円滑な実施を図るため、豊富な経験と専門技術を有する有能適格な者を確保し、各分野の事業において調査団長、専門技術的助言を委嘱する。現在、農林水産、鉱工業、建設の各分野に3名に確保している。

ホ. 専門家登録

専門家として技術協力をを行うため、海外派遣を希望する者について登録を行い派遣要請に迅速に対処することを目的として、専門家の確保が困難な分野を中心に個人登録を実施している。帰国専門家、協力隊帰国隊員、研修修了者（海外長期研修及び中期研修）については優先登録とし、登録に当たっては個別に内容を審査している。

ヘ. 公募及びリクルート委員会

個々の派遣要請に迅速に対応するため、関係省庁による推薦、登録制度による専門家の選考が困難な場合に、必要に応じその都度新聞公告等により広く一般から派遣専門家を募集し得る制度となっている。プロジェクト方式技術協力のコーディネーターの選定のための関係者からなる委員会を開催している。

ト. 帰国専門家連絡会

帰国専門家間の連絡の緊密化を図ると共に、今後の技術協力の推進、特に専門家の確保の一助となり得る帰国専門家のネットワーク作りに資するための帰国専門家連絡会を結成している。

（4）人材の養成

イ. 派遣前研修

（イ）派遣前集合研修

派遣前研修とは開発途上地域等に派遣される専門家・随伴家族に対し、協力活動、現地生活及び赴任前準備に必要な知識、情報の提供と語学力の向上を目的として、5週間（うち語学研修3週間）行う研修で、年8回実施している。

本研修では異文化理解、プレゼンテーション手法等開発途上地域等でのコミュニケーションに直接役立つことを研修すると共に、語学についても英語、仏語、西語のみならず中国語、タイ語、インドネシア語、ポルトガル語等の研修も行っている。

（ロ）個別語学研修

派遣が決定した者及び派遣前集合研修を修了した者で語学の補完研修を必要とする

ものに対して会話を主体とする語学研修を行っている。

(ハ) 個別技術研修

派遣が決定した専門家に対し、その保有する技術について技術の補完または追加が必要な場合、1週間から1ヶ月の期間を研究機関、試験場、メーカー等において専門技術の研修を行っている。

(ニ) 第三国における研修

派遣専門家が赴任途中に第三国において、語学（西語、仏語）及び技術研修をそれぞれ6週間、4週間以内で行い、語学及び技術の向上を図る研修を行っている。

四、養成研修

近い将来派遣が決定、又は、期待されている者に対し専門家として必要な一般知識及び専門的知識を付与するとともに総合的な語学力を修得せしめ、専門家としての質的向上を図ろうとするもので、派遣前研修に比べ養成色がより濃い研修である。年3回実施し、研修期間は各回とも75日間、社会開発、農林水産、鉱工業、開発の各分野および環境、開発専門家ごとにコースを設定し、それぞれ基礎課程（国際協力、開発途上国論、PCM手法等）、専門課程及び語学課程の国内研修と約1週間の海外現地研修から研修コースが構成されている。

ハ、海外長期研修

将来の指導的な専門家として活躍することが期待される者、又は、可能性の高い者を対象に事業団が行う国際協力事業分野において実務的、かつ指導的専門家等となるために必要な専門的研修を行い、併せて豊かな国際的感覚を修得せしめることをねらいとするもので、各種研修のうち、最も養成色の濃い研修である。研修期間は2年間で、わが国で蓄積の少ない技術分野について、事業団の指示に基づき理論的、又は、実践的研究課題について先進国或いは開発途上国の機関（大学、研究機関等）で研修を行うものである。

二、国内長期技術研修

帰国専門家等で再派遣が予定されている者を対象に、再派遣に伴い必要とされる新分野の技術修得（技術開発研修）、新技術の補充ないし追加（技術補完研修）、より高度の技術修得（技術向上研修）等を目的として比較的長期にわたって試験研究機関、試験場、訓練校等の国内研修機関で研修を実施せしめている。

ホ、技術協力総合研修（プロジェクト・リーダー／調整員コース）

プロジェクト方式技術協力に派遣が決定、又は内定しているプロジェクト・リーダー及び調整員を対象として、プロジェクト協力の意義、仕組み、計画、運営、評価とこれらに関連する諸問題、並びにリーダー及び調整員の役割について理解と認識を深めることを目的とし、開発理論、技術移転の手法、英語による会議の進め方と公文書の書き方

等それぞれの業務に必要な知識と語学の研修を行っている。

ヘ. 地方公共団体等実務者研修

地方自治体等の国際交流・国際協力事業の担当者及び派遣専門家、研修員受け入れ先になるような技術者等を対象に、国際協力の理念・知識、技術協力のあり方他に関する研修及び語学研修を行っている。

併せて、国内支部等との協力のもと、地方においても国際協力・技術協力に関する研修を行っている。

ト. 留学生派遣

海外長期研修が事業団職員、協力隊OBを含む公的機関職員を対象としているのに対し、留学生派遣は広くわが国の経済技術協力活動に従事しようとする民間の人材育成を目的とし、わが国で技術又は知識の蓄積の少ない分野について海外の大学等で2年間の研修を実施している。

チ. 海外開発専門家招聘

開発途上国の開発政策、計画、プロジェクトの現状等について知識を深めるため、海外の開発専門家をわが国に招聘し、国内関係者との交流及び一般民間人に対する啓蒙活動を行うことにより国際協力についての理解を深めるための事業である。この啓蒙活動の一環として開発専門家によるセミナー、講演会等の開催およびこれら開発専門家の参加による国際会議を開催している。

(5) 総合的調査研究

イ. 国別・分野別援助研究

開発の多様化に伴い、国際協力を効果的に行うため、長年の協力活動から蓄積してきた国別・分野別の開発の状況等の知識・経験を生かしながら、援助研究を行っている。

(ア) 国別援助研究：援助受入国の最も必要としている援助を事業するため、国別援助および対象を拡大した地域別援助の在り方に関する研究を行うもの。

(シ) 分野別援助研究：地球規模で取り組むべき課題と援助の関係について研究を行うもの。

(ハ) その他の援助研究：前二者に比べてより迅速に対応策を考えるべき援助課題について検討会を設置して行うもの。

報告書は、国際協力事業団が行う援助協力策定の基本的指針として、国別・地域別・分野別計画に活用されると同時に、外務省においても、政策立案の基礎的資料として活用されている。

ロ. 技術移転手法・開発手法研究

国際協力総合研修所の設立に伴い、その重要な活動の一つとして昭和58年度から開始されたもので、総合的な技術移転の手法、技術協力の計画・実施管理・評価の手法、専

門家養成・協力活動用教材の開発及び専門家養成確保の効率化と効果測定の手法に関する研究を行い、過去の経験の整理体系化を図り、養成研修や協力活動にフィードバックさせ又、先進諸国の技術協力の手法を調査研究し、その成果をわが国の技術協力に適用させるための事例研究や技術協力手法調査研究を行っている。

ハ、研修用教材・映画等の制作

専門家養成研修や専門家が途上国において活動するにあたって有効となる視聴覚教育手法、カリキュラム作成手法、研修用映画の製作、視聴覚教材の作成など、開発手法研究を実施している。

二、セミナー、国際会議の開催

開発途上国、先進援助国、国際機関、民間団体（N G O）などの技術協力関係者との交流を促進することを通じて協力の運営手法、技術移転の手法などの経験・情報を分かちあい、今後の新しい協力方法を検討するとともに、各機関との有機的関係を深めることを通じて、途上国に対する効果的な技術協力を実施するため国際会議を開催している。

また内外の援助実務者及び学識経験者を招へいし、国際協力に携わる関係者に対し、援助にかかる新しい情報を提供するためセミナーを開催している。

(6) 情報の整備・提供

イ、図書館

図書館はO D Aの専門図書館として、過去の事業団派遣調査団の収集資料・専門家報告資料等を情報提供できるよう整理・保存されている。事業団発行以外の書籍類についても経済技術協力に関する図書資料、映像情報等を体系的に整備する一方、各種情報検索システムを活用してレファレンス・サービスを充実させ一般の閲覧できる図書館（約9万冊）となっている。

ロ、技術情報提供支援

派遣専門家、事前調査団、在外事務所等に対し、必要な技術情報・文献・映像資料などを提供し、専門家業務を支援している。

ハ、任国情報誌の整備

専門家が協力活動を進める任国の政治・経済等の一般事情に加え、生活、医療、教育、交通、関係機関等の最新情報を整備（81カ国分）し、提供しています。

二、途上国技術情報整備

専門家・調査団が必要とする途上国の技術情報を、体系的に迅速に提供できるシステムを作り、また、技術情報のデータベース化を進めている。現在国別に公共事業、農林水産、鉱工業、エネルギー、人的資源、保健・医療、社会福祉、環境の8分野の技術情報をデータベースとして所有している。

又、先進国、国際機関等と開発および援助関連情報の共有・交換化を進めており、前

述の開発途上国技術情報以外の所蔵データ・ベース一覧（オンライン、磁気記憶等）は次の通りである。

データベース名		作成機関	概要
開発情報	AID	USAID(米国国際開発庁)	技術研究・開発関連文献
	BIBLIO10	IDRC(カナダ国際開発研究センター)	IDRCの文献情報
	FAO	FAO(国連食糧農業機関)	FAOの文献情報
	IDRIS	IDRC(カナダ国際開発研究センター)	開発援助プロジェクト概略
	SURVEY	JICA(国際協力事業団)	JICAの開発調査概要
技術情報	UNIDO	UNIDO(国連工業開発機関)	工業開発文献情報
	CAB	CAB International(英国連邦国際農業事務局)	農業文献情報
	CHMOSIC	EII(米国エンジニアリング情報社)	化学工学分野の技術情報
	ERIC	ERIC(米国教育研究情報センター)	世界の教育関係雑誌の書誌情報
その他	JOIS	JICST(日本科学技術情報センター)	科学技術情報
	MEDLINE	米国国立医学図書館	医学生物学にかかる文献情報
その他	JETRO-ACE	JETRO(日本貿易振興会)	経済貿易
	WHO	日外アソシエーツ	人物情報

ホ. 国際協力研究誌の刊行

国際協力に係る知識、経験を取りまとめた邦文「国際協力研究」誌を年2回刊行し、技術協力専門家および関係者に対し、論文・事例研究等を紹介し、国際協力の理解・知識の増進に役立てている。また英文「Technology & Development」を年1回刊行し、広く先進国、開発途上国の協力、援助関係者にわが国の国際協力に関する情報を提供している。

